

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	01 基本	改正	B0031	製品の幾何特性仕様(GPS)―表面性状の図示方法	Geometrical Product Specifications (GPS) -- Indication of surface texture in technical product documentation	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品技術文書(例えば、図面、仕様書、契約書、報告書など)に、図示記号及び文書表現によって表面性状を指示する方法について規定するもので、2003年にISO 1302:2002を対応国際規格とする一致規格(IDT)として改正された。2017年に、この規格において“粗さ曲線を求めるフィルタ処理”などの規定で引用しているJIS B 0632:2001[製品の幾何特性仕様(GPS)―表面性状:輪郭曲線方式一位相補償フィルタの特性]は廃止され、JIS B 0634:2017[製品の幾何特性仕様(GPS)―フィルタ処理―線形の輪郭曲線フィルタ:ガウシアンフィルタ]に置き換えられたが、当時は、廃止規格の移行先が明確であることから対応国際規格の改正をまってこの規格を改正することとし特段の対応は行わなかった。しかしながら、対応国際規格の改正の動きがないこと及び引用規格の廃止から時間が経過し、廃止規格の移行先規格の認知が薄れてきていることから、このため規格利用者の混乱を避けるため、引用規格を置き換える改正を行う必要がある。 なお、この改正により、この規格は一致規格(IDT)から一部変更規格(MOD)へ整合性の分類が変更される。	【期待効果】 この規格の改正により、規格利用者の誤解が解消され、混乱を防止できる。	引用規格の廃止に伴い、JIS B 0632:2001をJIS B 0634:2017に置き換える。		ISO 1302:2002 Geometrical Product Specifications (GPS) -- Indication of surface texture in technical product documentation	MOD	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の製造方法) 対象事項: 機械加工製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月			4
JSA	05 電気	改正	B0127	火力発電用語―蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	Glossary of terms for thermal power plant― Steam turbines and auxiliary equipment of thermal and geothermal power plant	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、火力発電で用いられる蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の用語について規定している。蒸気タービンは、脱炭素社会において地熱発電を始めバイオマス発電、太陽熱発電、水素又はアンモニアを燃料とするゼロエミッション火力発電などで不可欠とされる機器である。従来はアナログ部品が多く使われていたが、現在はデジタル部品が主流になっているとともに、新材料によって、従来よりも高温高压の蒸気を扱える蒸気タービンが開発されている。また、再生可能エネルギー主力電源時代に対応した高速起動・負荷追従性の高い蒸気タービン、さらには、高効率化した改良型タービンなどの技術開発についても進められている状況である。加えて、これまで主流であった汽力発電から、ガスタービンと組み合わせたコンバインドサイクル発電が主流になっているなどの技術進歩に対応して、JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)(対応国際規格は、IEC 60045-1)が2021年に改正されている。以上のような状況から、この規格を近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した規定内容とするために、改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、現状の技術及び社会環境に即した規格とすることができ、蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備の商取引等で共通の理解を促進することが期待できる。さらに、関連するJIS及び国際規格との整合によって、貿易拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) JIS B 8101(蒸気タービンの一般仕様)の2021年改正に伴う用語を、この規格へ反映する。 b) 近年の技術進歩及び社会環境の変化に即した用語を追加する。 ― 近年、発電関係者で使用されるようになった用語及び今後使用が広まることが想定される用語を火力発電以外についても、適用範囲の見直しも含めて検討する。 ― 関連する他の用語規格(JIS B 0126、JIS B 0130、JIS B 8040など)との用語重複及び定義内容に矛盾がないか確認する。			無	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: 蒸気タービン及び附属装置並びに地熱発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ  欠点: いずれも該当しない。	001 基礎的・基盤的分野	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2021年10月			2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B0642	製品の幾何特性仕様(GPS)－測定機器の一般的な概念及び要求事項	Geometrical product specifications (GPS) – General concepts and requirements for GPS measuring equipment	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般的な測定器(マイクロメータ、ノギス、ダイヤルゲージなど)に関する用語や設計特性及び計測特性の一般概念について規定したもので、ISO 14978:2006を対応国際規格として2010年に制定された。 当該対応国際規格は、ISO 14253-5:2015[製品の幾何特性仕様(GPS)－製品及び測定装置の測定による検査－第5部:測定表示計の検定試験の不確かさ](JIS B0641-5として制定すべく作業中)及びISO/IEC Guide 98-4(適合性評価における測定不確かさの役割)に規定される不確かさ関連用語、適合性検査など追加して、2018年に改訂された。 この規格は、JIS B 0641-1[製品の幾何特性仕様(GPS)－製品及び測定装置の測定による検査－第1部:仕様に対する合否判定基準]、JIS B 7503(ダイヤルゲージ)、JIS B 7507(ノギス)などで引用されており、これらの規格の対応国際規格もISO 14978:2018に従って測定器の規格の改訂作業に入っており、これらの改正状況踏まえ対応するJISについても改正が予定されている。このような状況から、JISの整合性を確保し混乱を回避するため、ISO 14978:2018に整合したJISに改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、ISO 14978:2018を参照している測定器のISO規格をJIS化する際に、規格間に矛盾なく円滑に作業を進められる。また、計測に関する一般的な規則を国際規格と整合させることにより、計測器及び計測器による計測結果について国際的な流通が期待され国際産業競争力の強化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、不確かさ、適合性評価などの関連用語の追加及び変更 ・測定結果に対する不確かさの取扱いに関する事項を追加する。 ・測定器の適合性検査を追加する。	ISO 14978:2018, Geometrical product specifications (GPS) – General concepts and requirements for GPS measuring equipment	MOD	第2条の該当号: 第2号(使用方法)  対象事項: 測定器等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年1月	17.040.30	4	
JSA	01 基本	改正	B0671-1	製品の幾何特性仕様(GPS)－表面性状:輪郭曲線方式;フラット構造表面の特性評価－第1部:フィルタ処理及び測定条件	Geometrical Product Specifications (GPS) – Surface texture: Profile method; Surfaces having stratified functional properties – Part 1: Filtering and general measurement conditions	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、微細仕上げされたフラット一部分(粗い輪郭曲線の高い部分を微細仕上げによって除去してできる不規則波形部分)の下側に深い谷部分をもつ表面のためのフィルタ処理方法について規定するもので、2002年にISO 13565:1996を対応国際規格とする一致規格(IDT)として制定された。2017年に、この規格において“粗さ曲線を求めるフィルタ処理”などの規定で引用しているJIS B 0632:2001[製品の幾何特性仕様(GPS)－表面性状:輪郭曲線方式－位相補償フィルタの特性]は廃止され、JIS B 0634:2017[製品の幾何特性仕様(GPS)－フィルタ処理－線形の輪郭曲線フィルタ:ガウシアンフィルタ]に置き換えられたが、当時は、廃止規格の移行先が明確であることから対応国際規格の改正をまってこの規格を改正することし特段の対応は行わなかった。しかしながら、対応国際規格の改正の動きがないこと及び引用規格の廃止から時間が経過し、廃止規格の移行先規格の認知が薄れてきていることから、規格利用者の混乱を避けるため、引用規格を置き換える改正を行う必要がある。 なお、この改正により、この規格は一致規格(IDT)から一部変更規格(MOD)へ整合性の分類が変更される。	【期待効果】 この規格の改正により、規格利用者の誤解が解消され、混乱を防止できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格の廃止に伴い、JIS B 0632:2001をJIS B 0634:2017に置き換える。	ISO 13565-1:1996 Geometrical Product Specifications (GPS) – Surface texture: Profile method; Surfaces having stratified functional properties – Part 1: Filtering and general measurement conditions	MOD	第2条の該当号: 第4号(測定方法)  対象事項: 機械加工製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年4月		4		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	改正	B7440-5	製品の幾何特性仕様(GPS)一座標測定機(CMM)の受入検査及び定期検査—第5部:シングル及びマルチスタイラス接触プロービングシステムを用いた離散点及びスキヤニング測定	Geometrical product specifications (GPS) — Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) — Part 5: Coordinate measuring machines (CMMs) using single and multiple stylus contacting probing systems using discrete point and/or scanning measuring mode	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、接触プロービングシステムをもつ座標測定機の受入検査と定期検査について規定するもので、ISO 10360-5を対応国際規格とする一致規格(IDT)である。当該対応国際規格は、2020年にISO 10360-4(JIS B7440-4(IDT))の内容を包含するものとして、また、併せて、製品の幾何特性仕様(GPS)に関する規格についての概念と枠組みを表したISO 14638(JIS B0661(IDT))の規定に整合するための改正が行われた。このため、JISにおいても規格間の整合性を保つため改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正により、規格間の整合が図られ、規格利用者の利便性の向上及び混乱の防止が期待できる。	・スキヤニング測定に対する要求事項及び受入検査・定期検査におけるスキヤニング測定の結果の評価方法など、JIS B7440-4において規定されている内容を追加する。 ・JIS B0661に基づくGPSマトリックスの表を、当該JISに整合する表記方法に改める。	JIS B 7440-4:2003	ISO 10360-5:2020 Geometrical product specifications (GPS) — Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) — Part 5: Coordinate measuring machines (CMMs) using single and multiple stylus contacting probing systems using discrete point and/or scanning measuring mode	MOD	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月		4
JSA	02 計測計量	改正	B7556	気体用流量計の校正及び器差試験	Calibration and proving test for gas flowmeter	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、気体用流量計に対して計量トレーサビリティのとれた校正値及びその不確かさを求めるための校正方法、並びに気体用流量計の器差を求めるための試験方法について規定したものである。 この規格では、校正値の算出には、湿空気及び乾燥空気の密度の値を求めることが必要となっているが、気体(空気)の密度値を求めるに当たって、湿空気の状態方程式を用いて温度、気圧及び湿度の測定値から算出する密度式(CIPM-2007)が国際度量衡委員会(CIPM)において定められ、近年、当該密度式の評価が確立し普及していることから、この密度式を導入することが求められている。 また、被試験流量計(校正の対象)の一つである絞り流量計は、標準流量計として用いることを、この規格では除外していたが、校正値に必要な差圧測定をより簡便に行うことが可能で、かつ、精度も向上することから標準流量計として追加することを求められているが、近年、標準流量計として用いるために必要な校正値の算出における係数が確立してきたことから、この求めに応じることが可能となっている。 こうしたことから、最近の国内外の技術・市場の実態に即し、気体密度の計算方法を見直すとともに、標準流量計への絞り流量計を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、校正に使用する湿空気の密度がより正確に算出できるようになり、気体用流量計の校正の信頼性が向上する。また、絞り流量計を標準流量計に追加することで、絞り流量計を対象とした校正がより簡便、かつ、高精度で行えるようになり、ユーザの利便性の確保及び国内市場の拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・気体の密度の計算方法(5.2)において、CIPM-2007を導入する。 ・標準流量計校正方法及び校正値の不確かさの計算(5.4)の表1(標準流量計と被試験流量計の組合せ及び校正値)において、標準流量計として絞り流量計を追加するとともに、絞り流量計に係る校正値の算出に関する簡条を追加する。		なし	—	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2021年1月	17.120.10	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	02 計測計量	改正	B7922	電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計	Electronic wet-bulb globe temperature (WBGT) index meter	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、広く普及しているJIS B7922「電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計」について規定した規格である。本来のWBGTはJIS Z8504「熱環境の人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数を用いた熱ストレス評価」に規定された、自然湿球を用いた測定法により算出されるものであるが、扱いの煩雑さや測定器が高価であることから、湿度センサを用いた電子式の測定器が主流となっており、精度を担保するために規格化が求められていた。現規格の制定により、従来より問題となっていた黒球を持たない測定器が屋外環境にて用いられることの問題点の周知や、JIS B7922に準拠した電子式WBGT指数計が作業現場にて普及してきた等、一定の効果が認められた。その一方で、JIS Z8504に規定されている方法とは異なる測定方法を採用していることにより必要である湿球温度の推定におけるアルゴリズムの差異に基づくと思われる精度上の問題を有する測定器の存在や、試験方法における高温(高湿度)、中温度(中湿度)、低温度(低湿度)の3点を明確に決めていないことに起因すると思われる問題が明らかとなった。このため、湿球温度の補正の必要性について本文中に明記するとともに簡易推定方法を附属書にて示すこと、試験方法における3点の取り方を本文中で規定する方法により測定器の精度を向上させ、製品としての信頼性を担保するための改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正により、熱中症対策用として広く普及している電子式WBGT指数計の精度を向上させることが可能となる。WBGTによる暑熱環境の評価は熱中症対策の根幹を担うものであり、正確なWBGTが測定できることが大前提であることから、WBGT指数計の精度向上は熱中症防止対策に寄与することが期待される。</p>	<p>(改正の場合)</p> <p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能試験において、相対湿度の試験条件を30%～90%の範囲の低湿度、中湿度及び高湿度の3点、気温および黒球温度の試験状態を20℃～50℃の範囲の低湿度、中湿度及び高湿度の3点としている規定を、例えば「30～40%の範囲の低湿度、50～60%の中湿度、70～90%の範囲の高湿度」、「20～25℃の範囲の低湿度、30～35℃の範囲の中湿度、40～50℃の範囲の高湿度」のように厳格化する。</li> <li>JIS Z8504にて規定されている自然湿球は、日射のある条件下では日射により値が上昇することが知られているが、電子式WBGT指数計にて湿球温度の算出に用いられている湿度センサではこのような現象は生じないことから、日射のある条件下で湿球温度が低く測定され、結果としてWBGTの測定値が本来のWBGTよりも低くなる現象が生じている。これを改善するために、湿球温度を算出する際に日射の影響を加味する必要性について本文中に明記した上で、簡易換算式の例を附属書に示す。</li> <li>現行規格では使用するセンサの精度だけを規定して実際の測定器の精度試験を規定しないため、実環境または人工環境下で実際の測定器の性能評価を行うように改める。</li> </ul>			無	第2条の該当号: (種類、構造、性能)  対象事項: 電子式湿球黒球温度(WBGT)指数計	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ  欠点: いずれも該当しない。				一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2022年1月			1
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for Model Tests of Hydraulic Turbine and Reversible Pump-Turbine	<p>この規格は、単段の実物水車及び実物ポンプ水車に対応した模型水車及び模型ポンプ水車の効率試験並びにキャビテーション試験方法について規定したものである。前回改正から30年以上が経過し、近年の市場及び技術進歩を踏まえて、対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などが改訂されたことにより、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの乖離が生じている。</p> <p>こうしたことから、国際規格等との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、より実効的かつ効率的な設計開発・製造などに資するため、日本機械学会基準を反映した水車性能換算法に見直すなどJISの改正が必要である。</p>	<p>この改正によって、国際規格等との整合が図られるとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態が反映された試験結果が得られることから、製品の開発・製造が容易となり、かつ、取引の円滑化による市場の拡大などが期待できる。</p>	<p>対応国際規格(IEC60193:2019)、関連団体規格(JSME S008:2018)などの改訂に伴い、模型から実物への効率上昇値の換算法、水車性能換算法などにおいて、これらとの整合を図るため、以下のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・模型:幾何学的な相似範囲に、運動学的な相似と力学的相似を加え、定義を明確に規定する。</li> <li>・また、模型寸法の許容差については、相似性と均一性の両方を追加する。</li> <li>・効率試験方法:試験誤差について、効率計算、流量、比エネルギー、トルク、回転速度及び水密度の測定/計算における不確かさの各々の系統誤差及び偶然誤差を総合して、全不確かさとして追加する。</li> <li>・性能換算法:実物水車の表面粗さの影響を考慮していないため標準的な表面粗さを考慮した換算式を追加する。</li> <li>・補足性能データ:スラスト、制御部品の水力荷重などの試験項目を追加する。</li> <li>・試験用水:測定精度及びキャビテーション試験結果に影響を及ぼす因子を具体的に規定する。</li> </ul>		IEC 60193:2019 Hydraulic turbines, storage pumps and pump-turbines – Model acceptance tests	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 水車及びポンプ水車(水力発電設備)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電気学会のWG	2020年8月			2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C0511-2	機能安全—プロセス産業分野の安全計装システム—第2部:JIS C 0511-1の適用指針	Functional safety—Safety instrumented systems for the process industry sector —Part 2: Guidelines for the application of JIS C 0511-1	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、プロセス産業分野においてソフトウェアによって安全を担保する機能安全に関するフレームワーク、システムなどの規格群の一つであって、プロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項を規定しているJIS C 0511-1(対応国際規格は、IEC 61511-1)に対するアセスメント手法を提供している規格で、IEC 61511-2を基に2008年に制定された。対応国際規格IEC 61511-2は、IEC 61511-1の機能安全に関する事項の詳細化、サイバー攻撃リスクに対するアセスメントの追加などの2016年改訂内容に対応した適用指針の変更、エンジニアリング業務に関する各種適用事例の追加などを行って同年に第2.0版として発行された。JISにおいても、国際規格と整合させ最新の技術レベルを反映するとともに、市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、JIS C 0511-1で規定するプロセス産業分野の安全計装システムの機能安全に関する要求事項への理解が深まり、プロセス制御分野における機能安全のレベルが向上するとともに、国際規格との整合化を図ることで、貿易の障壁が解消されることが期待できる。	【主な改正点】 主な改正点は、次のとおり。 a) 適用範囲、引用規格、並びに用語の略号及び定義の各箇条を除き、全て附属書での記載とする。 b) JIS C 0511-1の安全計装システムのシステム・ハードウェア・ソフトウェアの要求事項を理解する上で不可欠の情報を、次のように附属書で規定する。ただし、この規格は、“指針”であるため、全て参考の附属書とする。 ・附属書Aにおいて、JIS C0511-1:2019の要求事項に対応した適用指針へ変更する ・附属書Bとして、ファンクションブロックを使用したアプリケーションプログラム作成事例を追加する。 ・附属書Cとして、非プログラマブル技術からプログラマブル電子技術への転換における検討事項を追加する。 ・附属書Dとして、配管計装図からアプリケーションプログラムを作成する方法の事例を追加する。 ・附属書Eとして、アプリケーションプログラムの方法及びツール群を追加する。 ・附属書Fとして、ラダー言語を使用してアプリケーションプログラム開発する場合において安全ライフサイクルを説明するプロジェクト事例を追加する。 ・附属書Gとして、アプリケーションプログラム規定作成の手引きを追加する。		IEC 61511-2:2016	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法、使用方法)  対象事項: プロセス産業分野の安全計装システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年10月			2
JSA	06 電子	改正	C0806-1	自動実装部品の包装—第1部:アキシヤルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling—Part 1:Tape packaging of components with axial leads on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コンデンサ及び抵抗器の電子部品を始め、トランジスタ、ダイオードなどを含めた全てのアキシヤルリード線端子付き部品・デバイスの連続テープによる包装方法について規定した規格である。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機での製造とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度の大きい規格である。 この規格の対応国際規格IEC 60286-1において、連続テープの前後に設ける、部品をテーピングしていないリーダテープへの要求事項と市場のリーダテープの運用実態とが異なっていたため、リーダテープの要求事項を市場の実態に合わせる修正などを行う追補1( Amendment 1)が発行される予定(2021年5月頃)のため、JISにおいても対応国際規格に連動した追補1を発効する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った、追補1によって、市場の実態に沿った規定内容の普及を図ることができ、受渡当事者間の意思統一が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“寸法”での“アキシヤルリード線端子部品のテーピング包装の形状および寸法”を示した図において、リード線の突き出しを禁止したことをわかりやすく説明する為に、テープからリード線端子が外に突き出した部分を削除する。 ・“テーピング”の“リーダテープ”において、リーダテープに関する要求仕様を市場の実態に応じた修正を行なう。		IEC 60286-1:2017/AMD1:2021, Amendment 1 – Packaging of components for automatic handling - Part 1: Tape packaging of components with axial leads on continuous tapes	IDT	第2条の該当号: 第3号(鉱工業品の包装の寸法、包装方法)  対象事項: 自動実装部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月	31.020;31.240	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C2570-2	直熱形NTCサーミスタ第2部:品種別通則—表面実装形NTCサーミスタ	Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 2: Sectional specification - Surface mount negative temperature coefficient thermistors	この規格は、自動車を始めとする電気・電子機器の温度センサとして広く用いられている表面実装形NTCサーミスタの品種別通則である。対応国際規格であるIEC 60539-2が我が国からの提案を受け、実態に沿ったカテゴリ上限温度、極小寸法などの事項を追加するため、2019年に改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、国際規格との整合化を図られ、市場の実態に即した内容になることにより、表面実装形NTCサーミスタの取引の円滑化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・カテゴリ上限温度について、現行の155℃を上回る175℃,200℃,250℃,315℃及び400℃を追加する。 ・寸法に、現行の0603Mを下回る極小の0402Mの寸法を追加する。 ・電極(端子部)について、電極構造2種類を追加し、これに伴い図5を修正する。また、新たな電極構造2種類並びに図6及び図7を追加する。 ・定格ゼロ負荷抵抗値の許容差に、現行の±1%より小さい±0.5%を追加する。	-	IEC 60539-2:2019 Directly heated negative temperature coefficient thermistors- Part 2: Sectional specification - Surface mount negative temperature coefficient thermistors	MOD	第2条の該当号: 第1号(品質)  対象事項: 表面実装形NTCサーミスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.040.30	5
JSA	05 電気	改正	C3401	制御用ケーブル	Control cables	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、600V以下の制御回路に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド、ポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、ビニル、ポリエチレン又はポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施した制御用ケーブルについて規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっていることから、試験装置の校正方法を変更するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法)  対象事項: 制御用ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月	29.060.20	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3605	600V ポリエチレンケーブル	600 V Polyethylene insulated cables	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、600V以下の回路に用いるポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、塩化ビニルを主体としたコンパウンド、ポリエチレン又はポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施したポリエチレンケーブルについて規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっている。また、ケーブルの種類として、単心及びシース一括形の多心ケーブルが規定されているが、最近では、単心より合わせタイプのもものが主流となっていることから、市場の実態に合わせる必要がある。こうしたことから、発煙濃度試験に使用する装置の校正方法の見直し、最近の我が国の技術・市場の実態に即して、主流となっている製品の追加など、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a) 種類及び記号において、最近の市場を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)を追加する。 b) 材料、構造及び加工方法において、最近の技術・市場の実態を反映するため、単心より合わせタイプ(CVD、CVT及びCVQ)に関する要求事項を追加する。 c) 発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法) 対象事項: 600Vポリエチレンケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月	29.060.20	3
JSA	05 電気	改正	C3612	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線	600V Flame retardant polyethylene insulated wires	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、600V以下の主に一般電気工作物及び電気機器の配線に用いるポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドで絶縁された単心の絶縁電線について規定したものである。主要特性の一つである耐燃性ポリエチレンシースの発煙濃度については、試験装置(光度計)の正常な動作を照査するため、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いて校正する方法及び標準試料を燃焼させて性能検証する方法が規定されていた。その後、装置の校正は、標準ニュートラルデンシティフィルタを用いた校正で充分であることがわかったこと、また、燃焼させて性能検証する場合に使用する標準試料の入手が困難になっていることから、試験装置の校正方法を変更するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の我が国の技術・市場の実態が反映されるため、今後も適切な特性の評価が可能となり、市場の混乱を防ぎ、流通、生産などの合理化に寄与するとともに、国内の商取引が円滑に行われ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・発煙濃度試験に用いる装置の校正方法を、最近の実態に即した方法に変更する。	-	-	-	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、構造、品質、性能、試験方法、検査方法) 対象事項: 600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月	29.060.20	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-16	電子機器用固定コンデンサー第16部:品種別通則:固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー第1部:品目別通則)を親規格とする固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサーの品種別規格である。近年、このコンデンサーに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発及び技術進歩が目覚ましいが、一方で環境変化に伴う使用環境での品質確保が求められており、今回、高湿度動作条件下での品質を確保する規定を追加するために、対応国際規格IEC 60384-16が2018年に改訂された。JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した品質を確保する内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、電子機器用コンデンサーの高湿度動作条件下での品質向上が図られ公正な品質評価などに反映されることが期待できる。また、貿易障壁の除去に寄与することも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 高湿度動作条件下での高い安定性が必要な用途向けの耐湿度性グレード(附属書A)を追加する。 b) 引用規格の最新版を採用する。		IEC 60384-16:2019 Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 16: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric DC capacitors	IDT	第2条の該当号: 第1号(品質)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.060.30	5
JSA	06 電子	改正	C5101-17	電子機器用固定コンデンサー第17部:品目別通則:固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 17: Sectional specification: Fixed metallized polypropylene film dielectric a.c. and pulse capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、品目別通則規格であるJIS C 5101-1を親規格とする固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサーについての品種別通則の規格である。このコンデンサーは、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されているが、コンデンサーに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、これらの用途に応じた品質の確保が求められており、その一環としてこの規格の対応国際規格IEC 60384-17が2019年に改訂された。JISにおいても、国際規格と整合させて、最新の技術水準かつ市場の実態に即した規定とするために改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、我が国のコンデンサーの製造業者及びコンデンサーを用いた機器製造業者に最新の技術水準に沿った品質レベル、評価方法などを提供することで、製品の品質向上及び競争力の強化が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 a) “高湿度動作条件下での高い安定性が必要な用途向けの湿度グレード”を規定の附属書として追加する。 b) 引用規格を最新版に置き換える。		IEC 60384-17:2019, Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 17: Sectional specification - Fixed metallized polypropylene film dielectric AC and pulse capacitors	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の寸法、鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法、測定方法)  対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5201-1	電子機器用固定抵抗器—第1部:品目別通則	Fixed resistors for use in electronic equipment – Part 1: Generic specification	この規格は、全ての固定抵抗器(非巻線、ネットワーク、チップなどの品種別固定抵抗器)の品目別通則を規定している親規格である。今回、対応国際規格であるIEC 60115-1が2020年に、固定コンデンサの品目別通則IEC 60384-1との整合を図るため、改訂された。改訂された内容は、簡条構成、検査手順、試験方法、並びにこの規格の傘下にある品種別通則及びブランク個別規格で引用する用語である。JISにおいても、国際規格との整合を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。	改正によって、国際規格との整合が図られ、市場の実態に即した内容となることから、電子機器用固定抵抗器の品質評価の適正化に資するとともに、貿易障壁の防止に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義について用語の意味を改めるとともに、“laboratory temperature” “rated resistance”などの用語を新たに追加する。 ・最高温度での耐久性(7.3)で、周囲温度における負荷軽減曲線の考え方(MET “maximum element temperature”及びUCT “upper category temperature”)について、我が国からの提案を受け、対応国際規格に取り入れた文書に改める。		IEC 60115-1:2020 Fixed resistors for use in electronic equipment – Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 電子機器用固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.040.10	5
JSA	06 電子	改正	C5381-12	低圧サージ防護デバイス—第12部:低圧電源システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準	Low-voltage surge protective devices – Part 12: Surge protective devices connected to low-voltage power systems – Selection and application principles	この規格は、低圧交流電源に接続するサージ防護デバイス(SPD)の選定方法及び適用基準を規定している。現行規格では、対応国際規格(IEC 61643-12)の2008年版と整合を図った規定としているが、我が国の低圧電源システムに適応しない規定となっている。このため、対応国際規格が、我が国の低圧電源システムにSPDを適用するために必要な情報を追加し、改訂された。このような背景から、最新の国際規格との整合を図り、かつ、我が国の低圧電源システムに適したSPDの選定及び適用ができるように、改正する必要がある。	改正によって、我が国の低圧電源システムに適したSPDの選定及び適用が可能となり、誤ったSPDの選定を防止することが可能になる。また、我が国の一時的過電圧値の記載により、安全なSPDの選定が可能になる。さらに、我が国で用いるSPD保護用のSPD分離器の記載により、安全なSPDの運用が可能になるため、規格改正の効果も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・電源システムと一時的過電圧)について、我が国の電源システム、一時的過電圧値、及び我が国の一時的過電圧値の根拠を追加する。 ・SPD分離器のサージ耐量について、我が国で用いるSPD分離器を追加する。 ・SPDの試験方法について、低圧交流電源に接続するSPDの試験方法を最新のJIS C 5381-11(低圧サージ防護デバイス—第11部:低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法)と整合させる。 ・SPD故障時に生じる短絡電流の遮断協調)について、SPD及びSPD分離器の接続箇所の違いによる、SPD短絡故障時の電源システムの状態(保護対象機器に給電が継続される、又はされない)を追加する。		IEC 61643-12:2020 Low-voltage surge protective devices – Part 12: Surge protective devices connected to low-voltage power systems – Selection and application principles	IDT	第2条の該当号: 第2号(使用方法)  対象事項: 低圧サージ保護デバイス	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	29.240.10	5

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5381-331	低圧サージ防護用部品－第331部:金属酸化バリスタ(MOV)の要求性能及び試験方法	Components for low-voltage surge protection – Part 331: Performance requirements and test methods for metal oxide varistors (MOV)	この規格は、静電気放電対策用途から低圧電源用SPD用途に至るまで使用されているサージ防護用部品の金属酸化バリスタ(MOV)の規格である。対応国際規格であるIEC61643-331が、我が国からの提案を受け、新たに各電圧帯に応じた機種に対するバリスタ電圧値等の電気性能の明確化、MOVの故障の1要因である長期課電寿命に対する加速劣化試験条件の引き上げ等、より信頼性を担保する条件に改訂された。このような背景から、国際規格との整合を図り、最新の技術実態に合わせた内容にするため、改正する必要がある。	金属酸化バリスタ(MOV)はサージ防護用部品として広範な用途に使用され、電気・電子機器の安全性確保に重要な部品である。特に最新の対応国際規格の改定においては内外の多数の著名な製造事業者の努力により、高い信頼性の担保と市場の実態に合わせた改正がなされたものであり、我が国においてもJIS化により早期に使用者への普及(標準採用)が期待される。 改正によって、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合化により市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a)用語及び定義、並びに図記号について、ESD用SMDタイプ及び熱的保護付きMOVを追加する。 b)機械的要求事項と材料)について、MOVの物理的性質及び印字の規定をこの箇条に集約する。 c)一般事項について、故障率及び試験環境条件を追加する。 d)電気的要求事項(箇条7)において、表1及び表2に各MOVの電圧特性の対比表(バリスタ電圧、連続使用電圧及び制限電圧)を追加する。 e)標準的設計品の試験基準(箇条8)において、バリスタ定格保証試験(8.4)の課電試験条件の見直し及びESD試験方法(8.5)を追加する。 f)公称放電電流及び電流制限した一時的過電圧試験(箇条9)において、熱的保護付きMOV=試験手順(9.1)、温度及び湿度サイクル試験の条件(9.2)、公称放電電流の試験手順(9.3)、熱的保護付きバリスタに対する電流制限した一時的過電圧試験の説明及び手順(9.4)、耐電圧試験(9.5)及び絶縁抵抗試験(9.6)を新たに追加する。 g)JIS C 5381-11に規定するクラスI、II及びIIIのMOV試験(附属書A)において、JIS C 5381-11に沿って見直しして修正する。 h)IEC 61051で規定する電気機器用に用いるMOV(附属書B)、加速耐久性スクリーニング試験(附属書C)及び平均故障時間決定のための試験方法(附属書D)を新たに追加する。	IEC 61643-331:2020 Components for low-voltage surge protection – Part 331: Performance requirements and test methods for metal oxide varistors (MOV)	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 金属酸化バリスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.040.20	5	
JSA	06 電子	改正	C5381-341	低圧サージ防護用部品－第341部:サージ防護サイリスタ(TSS)の要求性能及び試験方法	Components for low-voltage surge protection – Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS) [現行名称:Components for low-voltage surge protective devices – Part 341: Specification for thyristor surge suppressors (TSS)]	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、クリッピング及びクローバ動作によって過電圧を抑制し、サージ電流を分流するように設計した低圧サージ防護デバイス用サージ防護サイリスタ(TSS)の試験方法について規定しておりIEC 61643-341を基としている。サージ防護サイリスタ(TSS)は、情報通信装置等の通信ポート部に、雷サージ防護用として多く用いている。また、情報通信装置の通信ポートの雷サージ防護のために用いる通信・信号用SPD(Surge Protective Device)にも用いている。特に今後さらに重要となる情報通信システムには、高速動作と及び高サージ耐量を両立した本部品は重要な位置付けの部品となる。 サージ防護サイリスタは、海外製を使用している国内の使用者も多く存在しているため、対応国際規格との整合は必須であるが、今回、適用条件の追加、使用条件の変更などを目的として2020年に対応国際規格が改訂されたことから、国際標準に整合した最新の技術レベルの規定とすべくこの規格も改正する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格との整合した規格とすることによって、製品の使用者にとって海外製を含めた部品の選定及び調達が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、この規格を適用できる条件(ゲート端子の有無及び第3象限の動作)を追加する。 ・“用語、定義、文字記号及び図記号”において、対応するサージ防護サイリスタの図記号を規定する。 ・“標準試験方法”の“使用条件”において、対応国際規格の改訂に伴い、最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を20 %から25 %へ変更する。 ・“機械的要求性能と識別”に関する規定箇条を、製品使用に際してのトラブルを回避するため新たに追加する。 ・“標準試験方法”において、次の変更を行う。 － “標準大気状態”において、測定時の最低気圧条件を86 kPaから80 kPaに、最低相対湿度条件を45 %から25 %へ変更する。 また、判定試験時には、最低気圧条件は測定時と同じ変更だが、相対湿度範囲を48 %～52 %から25 %～75 %に変更する。 － 規定項目の見直しを行い、直接的な性能への影響が無いパラメータ試験を附属書C(参考)へ移動する。 ・現行の規格で規定しているブレイクオーバー電圧、繰返しピークオフ電圧などの優先値を、規定の附属書として記載する。	IEC 61643-341:2020, Components for low-voltage surge protection – Part 341: Performance requirements and test circuits for thyristor surge suppressors (TSS)	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質、鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: サージ防護サイリスタ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C5402-1	電子機器用コネクタ試験及び測定-第1部:品目別通則	Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの試験及び測定のための基本規格で、JIS C 5402規格群の個別規格に規定される試験方法及び手順を規定している。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-1が2018年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直しされて簡条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順に違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の使用者の不利益を防ぐことが必要である。	【期待効果】 対応国際規格の改訂に対応したJISとすることによって、個別製品の試験方法の違いによる技術的な貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった簡条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・“用語の定義”において、試験に関連する用語だけを定義し、コネクタ用語については、JIS C 5401-1を引用する規定とする。 ・“試験の準備”において、測定機器の校正に関する規定を追加する。		IEC 60512-1:2018, Connectors for electrical and electronic equipment-Tests and measurements-Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月			2
JSA	06 電子	改正	C5402-11-1	電子機器用コネクタ試験及び測定-第11-1部:耐候性試験-試験11a:一連耐候性	Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電子機器用コネクタの機能、保管を含め規定の環境及び方法での能力を評価するための試験方法規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60512-11-1が2019年に改訂された。この改訂によって対応国際規格の構成全体が見直しされて簡条構成及び規定内容が変わっており、現行のJISと大きな違いが生じている。JIS改正することによって、対応国際規格との整合をとり、試験方法及び手順に違いによる試験結果の信頼性の低下などの、この規格の使用者の不利益を防ぐことが必要である。	【期待効果】 この規格は、電気・電子機器の基礎的な部品の一連耐候性規格である。対応国際規格の改正に整合することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・対応国際規格と整合をとった簡条構成とし、かつ、規定内容を一致させる。 ・引用規格を最新版に置き換える。 ・“試験方法”に、現行規格では規定がない試験前処理、リカバリーなどの規定及び各試験の詳細を追加する。		IEC 60512-11-1:2019, Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 11-1: Climatic tests - Test 11a - Climatic sequence	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5750-4-3	ディベンダビリティマネジメント第4-3部:システム信頼性のための解析技法—故障モード・影響解析(FMEA及びFMECA)	Dependability management—Part 4-3: Analysis techniques for system reliability—Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA)	この規格は、製品のための故障モード・影響解析(FMEA)並びに故障モード・影響及び致命度解析(FMECA)の適用に関する指針について規定したものである。制定後約10年が経過し、近年の技術の進歩に加え、不具合を予測して未然に防ぐ手段として、プラントや製造工程、医療関係等へ適用分野が広がっている。また、FMEAの用途は、信頼性だけでなく安全やヒューマンファクター、セキュリティリスクへと対象が拡大しており、市場の取引においても独自の解釈は重大な不都合につながる危険が大きくなっている。対応国際規格であるIEC60812においても、これらの状況に対応し適切な技法の適用を図るために、2018年に改正され、第3版として発行された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、解析技法としてのFMEAの計画、実行及び報告に至るプロセスの標準ガイドを提供することが可能となり、工業製品以外への適用拡大、安全などを含めた総合信頼性(ディベンダビリティ)特性全般への活用、総合信頼性改善に関する企業の加速化などが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、FMEAは工業製品等の故障を予防し、改善を図ることを目的とするものであり、この規格は、その解析のステップ、実例を踏まえた計画、実行などに関する指針について規定するものであることを追加する。 ・方法(簡条5)において、工業製品に限らずユーザーニーズの多様化に対応するため、FMEAの計画、実行及び報告に関する項目ごとにその目的、技法等について規定する。 ・方法(簡条5)において、国際規格との整合を図るため、手順について、CCF、Human Factorなどの考慮すべき内容を拡大し、詳細なガイドを追加する。 ・附属書において、国際規格との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて、多くの産業や総合信頼性特性への適用事例を追加する。	IEC 60812:2018, Failure modes and effects analysis (FMEA and FMECA)	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(補聴器、インターホン、低周波治療器、ヒューズ並びにこれらの関連機器及び部品を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	21.020	5	
JSA	06 電子	改正	C5860	空間ビーム光用受動部品通則	General rule of passive devices for light beam transmission	この規格は、1990年に第1版として発行され、その後、1997年の改正を経て、2012年に最新の改正が行われた。この規格では、基準状態として、JIS C 60068-1(環境試験方法—電気・電子—第1部:通則及び指針)の5.1[標準基準大気条件(基準状態)]と規定していた。JIS C 60068-1は、2016年に改正され、標準大気条件を規定する簡条が、4.1(標準基準大気条件)、4.2(判定のための測定及び試験に用いる標準大気条件)及び4.3(測定及び試験に用いる標準大気条件)に変更された。JIS C 5860が規定する基準状態の見直しを行った結果、JIS C 60068-1:2016の4.3(判定及び試験に用いる標準大気条件)に変更するため、追補にて改正が必要である。	【期待効果】 この規格を改正することによって、測定及び試験を行う標準大気条件を正確に引用することができ、規格の運用をさらに促進することができる。	主な改正点は次のとおり。 4.1 基準状態 に、JIS C 60068-1:2016の4.3(測定及び試験に用いる標準大気条件)を引用する。			第2条の該当号: 5(用語、略語、記号、単位)  対象事項: 空間ビーム光用受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		光受動部品に関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月		1	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6010-1	電気及び電子機器実装の機械的構造 開発のためのモジュラーオーダー 第1部: 基準規格	Modular order for the development of mechanical structures for electrical and electronic equipment practices - Part 1: Generic standard	この規格は、電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダーの基準を規定したものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60917-1 Edition 1:1989は、電気及び電子機器実装の機械的構造を開発するための基準となるSI単位系で統一された寸法体系を規定したものであるが、この中では、機械的構造が、レベル1(プリント板とその付属部品の寸法)から、レベル4(ラック又はキャビネットの寸法)まであり、階層化して寸法の標準化を行っている。モジュラーオーダーとは、この階層構造の各レベルで、相互間の寸法の整合性が保たれるように三次元グリッド(格子)の寸法を割り当てることである。この基準規格に基づき、25mmグリッドを基本寸法とする構造規格(IEC 60917-2シリーズ)が制定されている。一方、インチ寸法系を含む構造規格(IEC 60297シリーズ)があり、さらには、屋外での用途に対応する保護きょう体の寸法と耐環境仕様を定めた規格(IEC 61969シリーズ)がある。このため、機械的構造に関連した規格が複雑化し、これらの規格の関連性及び位置付けが不明確になっている。このような背景から、IEC 60917-1はこれらの関連規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC60297シリーズ及びIEC61969シリーズ)の位置付け及び性能試験方法の規格群についての関連性を明確にするため、Edition 2として2019年9月に改訂された。このため、対応国際規格の改訂と同様、関連規格の位置付け及び関連性を明確にするため、JISを改正する必要がある。	改正によって、寸法構造の基準となるモジュラーオーダーの定義がより明確になり、また、その適用において関連規格との関連性が明らかになることから、機器開発におけるそれぞれの規格の適用が有効に行えるようになるとともに、機器の開発者のみならず利用者にとっても仕様の決定、機器の採用から運用に至る過程で関連規格の適切な利用が可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 1 規格名称について、「電子機器用ラック及びユニットシャシのモジュラーオーダー 第1部: 通則 モジュラオーダ概念」を、対応国際規格の名称に合わせて「電気及び電子機器実装の機械的構造開発のためのモジュラーオーダー 第1部: 基準規格」に改める。 2 機械的構造(機構)の階層について、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC60297シリーズ及びIEC61969シリーズ)の位置付けを明確にした階層の図版に改める。 3. 電気及び電子機器の機械的構造の規格の利用のため性能試験規格群について、関連国際規格(IEC 60917-2シリーズ、IEC60297シリーズ及びIEC61969シリーズ)の関連性を紹介する項目と図版を追加する。	IEC 60917-1:2019 Modular order for the development of mechanical structures for electrical and electronic equipment practices - Part 1: Generic standard	IDT	第2条の該当号: 第1号(形状、寸法、構造)  対象事項: 通信機器、電子機器及びこれらの部品(補聴器、インターホン、低周波治療器、ヒューズ並びにこれらの関連機器及び部品を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	5	
JSA	06 電子	改正	C6122-10-5	光増幅器-測定方法-第10-5部: マルチチャネルパラメーター分布ラマン増幅器の利得及び雑音指数	Optical amplifiers-Test methods-Part 10-5: Multichannel parameters-Distributed Raman amplifier gain and noise figure	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、分布ラマン増幅器のマルチチャネル利得及び雑音指数の評価方法を規定したものであるが、光増幅器の通則であるJIS C 6121が改正される予定(2021年)なので、この改正内容と整合をとるため、改正する必要がある。また、この規格では、ラマン増幅の概要及び応用に関して公表されている標準報告書(TR C 0057: 分布ラマン増幅)を参照しているが、TRは有効期限があるため、いずれは廃止される予定であるが、このTR C 0057は、この規格の技術的基盤となっているもので、その内容は、引き続きこの規格で参照する必要があるため、できるだけ早い時期に附属書(参考)として取り込む必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、より正確及び高信頼性の測定方法を提供することができることから、分布ラマン増幅器の取引の円滑化に資する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 (a) 用語及び定義を、JIS案作成中のJIS C 6121-1(光増幅器-第1部: 通則)の制定内容に合わせて改める。 (b) 略語に、TR C 0057に記載されている用語を追加する。 (c) 附属書JCに、TR C 0057の内容を参考として追加する。	IEC 61290-10-5:2014, Optical amplifiers-Test methods-Part 10-5: Multichannel parameters-Distributed Raman amplifier gain and noise figure	IDT	第2条の該当号: 第4号(測定方法)  対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.30	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6188	測定用光減衰器校正方法	Calibration method of measuring optical attenuators	この規格は、測定用光減衰器の試験方法について規定したものである。光減衰器は、光信号レベルの調整等の目的で広く用いられる光受動部品であるが、種々の光測定で測定系の一部として使用されることから、これを光測定器として扱い、この規格で光減衰量等の測定法を規定している。これに対し、国際規格には光受動部品としての光減衰器の光減衰量の測定法を規定した規格(IEC 61300-3-14「Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-14: Examinations and measurements - Error and repeatability of the attenuation settings of a variable optical attenuator」)が存在し、これを対応国際規格としたJIS C 61300-3-14(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品 - 基本試験及び測定手順 - 第3-14部: 可変光減衰器の減衰量の設定の誤差及び再現性測定)も2016年に制定され、この規格と重複した状態となっている。このため、JIS C 61300-3-14と重複規定をなくすとともに、国際規格との整合を図るため、改正する必要がある。一方、IEC 61300-3-14及びJIS C 61300-3-14では光減衰量の校正手順については特に規定していないため、その校正方法を標準化する必要がある。 また、この規格は、精度の算出式をJIS C 6183「光スペクトラムアナライザ試験方法」から引用しているが、2018年にJIS C 6183が改正され、測定精度が、従来の精度による表記から国際規格に準拠した不確かさによる表記に変更されたのに伴い、測定精度の表記を改める必要がある。	改正によって、JISの重複がなくなり、光減衰器の光減衰量の測定方法の国際規格との整合が図れるとともに、光減衰器の校正方法が明確化されることで、光部品等の製品開発促進及び生産の合理化並びに取引の公正化に資することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 1.適用範囲について、現状の適用範囲である光減衰器の試験方法のうち、光減衰量の校正に関わる部分以外を削除する。 2.校正条件について、試験条件の項目を、校正条件の項目に改める。 3.校正方法について、現状の規格の箇条5(試験の概要)及び箇条6(基準光減衰器を用いる減衰量精度試験)をまとめ、その内容を、従来の光減衰量の「試験方法」から「校正方法」に改める。	-	-	なし	-	第2条の該当号: 第4号(検定方法)  対象事項: 測定用光減衰器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月	33.180.99	5
JSA	06 電子	改正	C6189	光反射減衰量測定器試験方法	Test methods of optical return loss meters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバを用いた光部品の光反射減衰量を測定する光反射減衰量測定器の試験方法について規定している。光伝送路で発生する反射光は、光信号の伝送品質に悪影響を及ぼす。光反射減衰量測定器は、こうした反射光の大きさを測定するための計測器であり、光伝送路の維持管理に必要不可欠である。 一方、2011年にJIS C 61300-3-6(光ファイバ接続デバイス及び光受動部品 - 基本試験及び測定手順 - 第3-6部: 反射減衰量測定)が制定され、その中で、OCWR(連続光反射率測定)、OTDR(時間領域光反射率測定)、OLCR(低コヒーレント光反射率測定)、OFDR(周波数領域光反射率測定)の四つの測定方法が規定されたが、この規格はこれ以前の2004年に制定され、OCWRによる測定方法に適用される光反射減衰量測定器だけを対象としており、その他の測定に用いる測定器は対象としていない。しかし、この規格の適用範囲では測定方法を特に明確に限定しておらず、JIS C 61300-3-6に規定された全ての測定方法には対応していないため、混乱が生じている。このような状況から、この規格の適用範囲を、OCWRを用いた測定器であることを明記し、JIS C 61300-3-6と整合するようJISを改正する必要がある。 また、この規格は、精度の算出式をJIS C 6183(光スペクトラムアナライザ試験方法)を引用しているが、2018年にJIS C 6183が改正され、測定精度が、従来の精度による表記から国際規格に準拠した不確かさによる表記に変更されたことに伴い、この規格においても測定精度の表記を不確かさによる表記に改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、試験における光反射減衰量の測定方法が適正に運用されることになるとともに、光反射減衰量測定器の測定精度の規定が国際規格に統一でき、測定器の試験を円滑に実施することが可能となることから、製品の開発・製造が容易となり、取引の円滑化も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①適用範囲において、適用対象を明確化するため、JIS C 61300-3-6に規定されているOCWR法を用いた測定器に限定することを明記する。 ②測定誤差の表記方法において、現行の「精度」による表記から、国際的に適用されている「不確かさ」による表記に改める。 ③試験に用いる「基準光反射器」の反射率及びその不確かさを、JIS C 61300-3-6に従って評価すべきことを新たに規定する。 ④不確かさ表記に対する数学的な根拠を解説するための附属書を追加する。 ⑤同じ製品群に属する測定装置のばらつきから、製品群全体の不確かさを求める手法を解説した附属書を追加する。	-	-	-	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 光反射減衰量測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ  欠点: いずれも該当しない。	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	33.180.10	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6190	光ファイバ用光源試験方法	Test methods for fiber optic test sources	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、発光波長が400～1 800 nmの範囲の、強度変調されていない連続光を出力する光ファイバコネクタ用の出力端子をもつ光源の試験方法について規定している。現行規格は、1993年に制定された。その後、類似の光源である波長可変光源の校正方法に関する国際規格IEC 62522が2014年に制定され、その国際規格に対応したJIS C 6191(波長可変光源試験方法)が2019年に制定された。これに伴い、現行規格とJIS C 6191との規定内容の相違点などを検証した結果、試験対象のパラメータである、ピーク波長、中心波長、スペクトル幅などについて定義を明確化する必要があること、精度(誤差の限界値)の定義式を実態に即して改めること、並びに精度及び誤差表記に加え、不確かさ表記を追加する必要があることなどが明確となった。このような状況から、国際的な技術の実態に即した内容に整合させるため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際的な動向とも整合する。これによって、光ファイバ用光源の試験手順を標準化することができ、光ファイバ用光源の精度の均一化、及び国際商取引の円滑化が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>①ピーク波長、中心波長、スペクトル幅などの用語について、用語及び定義を追加する。</p> <p>②精度(誤差の限界値)の定義式を技術の実態に即して改める。また、精度、誤差表記に加え、国際的な動向を踏まえ、“不確かさ”表記を追加又は併記する。</p>				第2条の該当号: 第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	33.180.10	3
JSA	06 電子	改正	C6803	レーザー製品の安全—光ファイバ通信システムの安全	Safety of laser products — Safety of optical fiber communication systems	<p>この規格は、光ファイバ通信システムのレーザー安全について規定している個別規格である。</p> <p>この規格は2010年に発行された対応国際規格(IEC 60825-2)の第3.2版を基に2013年に改正されているが、各種のレーザー応用分野での安全規定の基となる規格(対応国際規格の親規格)であるIEC 60825-1が、近年の高出力レーザー機器の市場規模の拡大、人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見を反映し、2014年に改訂され、対応するこの規格の親規格(JIS C 6802)も2014年に改正された。現在、対応国際規格(IEC 60825-2)は、2014年改訂の対応国際規格の親規格(IEC 60825-1)及び近年の技術情報を反映させる必要性から、第4版の審議が進み、2020年半ばまでにFDISが回覧される予定である。</p> <p>今回の対応国際規格(IEC 60825-2)の改正では、測定条件の変更など、最新情報を盛り込む変更が行われる予定であり、この規格でも、対応国際規格(IEC 60825-2)で見直された要求事項を取り入れ、最新技術情報を反映させるため、及びこの規格の親規格(JIS C 6802:2014)との整合を図るため、改正する必要がある。</p>	<p>親規格JIS C 6802(対応国際規格IEC 60825-1)の最新版との整合性を確保することで、規格間の整合性を確保し、業界の混乱を避けることができる。さらに対応国際規格における明確化された記載事項及び充実された計算例を導入することによって、ユーザーの理解が促進され、取引の単純公正化及び市場のさらなる拡大に寄与することが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <p>①適用範囲について、単体機器に対し、JIS C 6802を適用するよう明記することで、個々のコンポーネント及びサブアセンブリに対する推奨事項を明確化する。</p> <p>②引用規格について、JIS C 6802:2014を引用する。</p> <p>③製造上の要求条件について、測定条件を追記する。被ばく放出限界の制限値に関する追加情報を記載する。ハザードレベルの決定に関し詳細に記載するため、現行附属書B(参考)に記載の表を4.9.4に移動する。</p> <p>④現行の附属書Fに記載のハザードレベルの決定に関する説明を附属書Bに移動する。</p> <p>⑤附属書D(参考)について、波長多重、多心光ファイバに対するハザードレベルの計算例を分かりやすく記載し、故障解析手法の説明を簡略化する。</p>	IEC 60825-2-*	Safety of laser products — Part 2: Safety of optical fibre communication systems (OFCS)	IDT	第2条の該当号: 第1号(安全度)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月	31.260.33.180.01	4



# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6821	光ファイバ機械特性試験方法	Test methods for mechanical characteristics of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバの機械特性試験方法について規定したものであるが、近年は、現行JISに規定されている試験方法に対し、より正確に測定できる技術による方法が確立されてきている。特にスクリーニングに関しては、現行JISでは、概念的な規定であるのに対し、対応国際規格ではより具体的なパーツに対しての機能が示されているほか、測定精度を上げるための留意点などが示され、より実用的な内容に変更されている。このため、試験装置の技術の進歩に対応し、規格内容の充実を図るため、国際規格を基礎として、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、技術進歩に対応し、また、具体的で実用的な規格内容となるため、光ファイバの品質向上及び取引の単純公正化に寄与することが期待できる。また、国際規格との整合を図ることによって、我が国製品の国際競争力を高めることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義の箇条を追加する。 ・測定方法の分類、動作定義及び物理的欠陥の箇条を削除する。 ・動的荷重下での引張強度の典型的な試験器具について、引張強度測定より具体的な器具を追加する。 ・引張強度の測定精度を上げるため、光ファイバ把持方法の指針及び応力速度の指針を追加する。		IEC 60793-1-30:2010, Optical fibres - Part 1-30 : Measurement methods and test procedures - Fiber proof test IEC 60793-1-31 : 2019, Optical fibres - Part 1-31 : Measurement methods and test procedures - Tensile strength IEC 60793-1-32:2018, Optical fibres - Part 1-32 : Measurement methods and test procedures - Coating strippability IEC 60793-1-33:2017, Optical fibres - Part 1-33 : Measurement methods and test procedures - Stress corrosion susceptibility IEC 60793-1-34:2021, Optical fibres - Part 1-34 : Measurement methods and test procedures - Fibre curl	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.01	4
JSA	06 電子	改正	C6837	全プラスチックマルチモード光ファイバ素線	All plastic multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、コア及びクラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形並びにグレーデッドインデックス形マルチモード光ファイバ素線について規定したものであるが、近年の技術進歩により、車載配線用や工業用LAN用途に採用されている品種が出てきたことから、対応国際規格(IEC 60793-2-40)の2020年版では二つの新しい品種が追加され、かつ近年ではあまり使用されていない品種が削除されるなどの改訂があった。このため、改訂された国際規格との整合を図るとともに、市場の実態に合わせるため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより市場の実態に合った内容となり、光ファイバの市場拡大に寄与することが期待できるとともに、国際標準との整合性を高めることにより、国際貿易の活性化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に、車載配線用及び工業用LAN用途に採用されている品種を追加する。 ・型名及び種類において、PGI-200/490を削除し、PGI-55/490を追加する。 ・光ファイバ素線の詳細仕様において、PGI-200/490を削除し、PGI-55/490を追加する。		IEC 60793-2-40:2021, Optical fibres - Part 2-40: Product specifications - Sectional specification for category A4 multimode fibres	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、形状、寸法、性能、試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.10	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C6864	マルチモード光ファイバモード遅延時間差試験方法	Measurement methods and test procedures – Differential mode delay of multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、石英系グレーデッドインデックス形マルチモード光ファイバのモード伝搬状態を明確化する方法として、レーザ光源を使用したときの伝送帯域特性の評価方法について規定したものである。近年、使用されている試験装置に対し、より正確に測定できる装置の機能が確立されてきており、それに伴い手順等も見直しされ、測定精度の向上が図られている。また、OM4カテゴリケーブルに使用されるファイバであるモード遅延時間差が小さいファイバの測定方法についても導入されている。こうしたことから、最近の装置技術の進歩及び新しいファイバ品種の開発に対応するため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最近の技術進歩が反映され、測定精度の向上が図られることから、不要な製品トラブルが減少するとともに、品質の安定性が向上することが期待できる。また、国際規格との整合が図られることから、国際競争力を高めることも期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格との整合を図るため、EMB、OMBeなどの用語を追加する。 ・試験装置において、最近の技術の進歩を反映し、測定システムの概要を明確に規定するとともに、各装置に関する説明を追加する。 ・手順において、測定技術の変更がなされたため、調整内容を項目ごとにより具体的に規定する。 ・対応国際規格との整合を図るため、光ファイバのセンチ法に決める詳細方法を参考情報として追加する。 ・より厳密な伝搬帯域特性評価をサポートするため、ファイバカップリングを含む検出システムモーダル測定法について新たに規定する。		IEC 60793-1-49:2018	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月			1
JSA	06 電子	改正	C6870-2-11	光ファイバケーブル第2-11部:屋内ケーブル-構内配線用1心及び2心光ファイバケーブル細則	Optical fiber cables – Part 2-11:Indoor cables – Detailed specification for simplex and duplex indoor optical fiber cables for use in premises cabling	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、構内配線用1心及び2心光ファイバケーブルについて規定したものである。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して継続的に標準化が進められており、国際規格との整合を図りながら、新規JIS原案の検討及び既制定JISの見直しが行われている。 このたび、対応国際規格であるIEC60794-2-11が、製品開発の実態を反映して、2019年に第3版として発行されたことから、これとの整合を図るとともに、最近の我が国の市場の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国内の最新情報が反映され、また、最新の国際規格との整合が図られることから、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際競争力の強化に繋がる等の効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場の実態等を反映するため、伝送特性要求事項において、OM5などの最新の光ファイバ品種を追加する。 ②温度サイクル試験において、試験条件が1条件(-20℃～+60℃)だけであったところを、3条件(-10℃～+60℃、-25℃～+70℃及び-40℃～+70℃)に変更する。		IEC 60794-2-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、性能) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月			1	



# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6872	光ファイバ - 測定方法及び試験手順 - ビート長	Optical fibers - Measurement methods and test procedures - Beat length (現行名称: Beat length measurement of polarization-maintaining optical fibers)	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にもIEC及びITU-Tにおいて、多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化作業が継続されており、これに対応してJISの制定、改正及び見直しが行われている。 この規格は、偏波面保存光ファイバのビート長の測定法を規定したものであり、国際規格に先行して制定されたものであるが、2017年に新規制定されたIEC 60793-1-60を基礎として国際整合を図るため、「Monitoring of SOP using a lateral force」を追加し、改正する必要がある。	【期待効果】 改正することにより、最新の国際規格との整合性が得られ、生産の合理化及び取引化並びに国際競争力の強化に繋がることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験条件の規定を国際規格に整合した内容に改める。 ・一般事項の規定を、簡条として独立させ、国際規格の記述を追加する。 ・試料の規定を、簡条として独立させ、国際規格に整合した内容に改める。 ・試験方法の規定に、国際規格に規定している「Monitoring of SOP using a lateral force」を追加する。 ・結果の規定を、国際規格IEC 60793-1-60に整合した内容に改める。	IEC 60793-1-60:2017, Optical fibres - Part 1 -60: Measurement methods and test procedures - Beat length	MOD	第2条の該当号: 第4号(試験の方法)  対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	33.180.10	4	
JSA	05 電気	改正	C7709-1	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金 (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、口金の種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1~2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-1 第3版 追補59, 60, 61による改正に合わせて次の口金データシートについて変更又は追加する。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなど、技術的な改良を含む事項を改める。 2) 白熱電球、HIDランプ、及びLEDランプ用のE17, E26, 及びE39について、日本提案により、国際規格に規定されたシステム要求事項を追加する。	IEC 60061-1:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 1: Lamp caps, Amendment 59, 60, 61	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法)  対象事項: 照明器具(電球類の口金)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	-	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月	29.140.10	4	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C7709-2	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第2部 受金 (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 2: Lampholders (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、受金の種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1～2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-2 第3版 追補55, 56, 57による改正に合わせ次の点を改める。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなどに伴う、技術的な改良を含む事項を改める。		IEC 60061-2:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety - Part 2: Lampholders, Amendment 55, 56, 57	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の受金)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	—	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月	29.140.10	4
JSA	05 電気	改正	C7709-3	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第3部 ゲージ (追補14)	Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety Part 3: Gauges (Amendment 14)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、口金・受金及びこれらを検査するためのゲージを規定する一連の規格であるJIS C 7709シリーズの内、検査ゲージの種類及び寸法を規定した規格であり、電球類の安全性及び互換性を維持するための重要な規格であるため、市場における口金類の生産及び取引の実態に対応して迅速に改正する必要がある。 この規格の対応国際規格であるIEC 60061シリーズは、市場の実態に合わせて1年に1～2回追補が発行されていることから、市場の実態への対応及び対応国際規格との整合を図るためJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、市場の実態及び国際規格との整合が図られることから、光源製品の国際標準化が進み、貿易障壁を除去する効果がある。これにより照明市場の国際化による規模拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格IEC 60061-3 第3版 追補56, 57, 58による改正に合わせ次の点を改める。 1) LEDランプ用のGR6dについて、保持専用口金の形状見直しなどに伴う、技術的な改良を含む事項を改める。		IEC 60061-3:1969, Lamp caps and holders together with gauges for the control of interchangeability and safety - Part 3: Gauges, Amendment 56, 57, 58	MOD	第2条の該当号: 第1号(種類、形状、寸法) 対象事項: 照明器具(電球類の検査ゲージ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	3. 強制法規技術基準、公共調達基準等に引用される規格(「電気用品安全法」の技術基準の解釈に引用されている。)	—	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月	29.140.10	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	Boxes and covers of plastic conduits	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、定格電圧が交流600V、直流750V以下の屋内又は屋外の家庭用及びこれに類する固定電気設備に用いる合成樹脂製ボックス及びボックスカバーについて規定したものであり、JISマーク表示制度の認証規格であるとともに、国土交通省の調達基準で技術基準の一つとなっている重要な規格である。</p> <p>この規格で引用しているJIS C8462-31は、我が国の在来工事で施工す合成樹脂製のボックス及びエンクロージャに対応させるために制定している個別規格であるが、現在、国際規格との整合を目的にその規定内容をJIS C8462-1(合成樹脂製ボックスなどの一般要求事項を定めた規格)に取り込み一体とする改正活動が行われており、JIS C8462-31が廃止されることから、引用規格の更新とともに最新の技術及び関連する規格に対応したJISに改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、最新の技術に対応した電線管及びその附属品のメーカー間の互換性及び製品の安全性が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の認証規格及び国土交通省の調達基準で技術基準の一つとして、この規格が広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>“ねじの固定”、“衝撃試験”及び“耐熱性”の規定事項を構成するために引用していたJIS C 8462-31が廃止されたことに伴い、その引用内容と同一の内容を規定しているJIS C 8462-1の該当箇条に置き換える。</li> <li>絶縁抵抗及び耐電圧において、素材の性質の分類として、天然ゴム、合成ゴム又はその両方の混合物も新たに追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の絶縁抵抗及び耐電圧の規定を適用することとする。</li> <li>低温衝撃において、試験条件であるスポンジゴムのバッキンを使用しないこととし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の低温衝撃試験の規定を適用することとする。</li> <li>異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性において、グロウワイヤ650℃で行う試験に中空壁、中空天井、中空床又は中空家具への埋込み又は半埋込みのボックス及びエンクロージャの壁面露出絶縁材の部分を追加することとし、これに対応した試験の要求事項であるJIS C8462-1の異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性の試験の規定を適用することとする。</li> </ul>	-	-	-	第2条の該当号：第1号、第4号(種類、寸法、構造、品質、試験方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点： ア、イ、ウ、ク、ケ</p> <p>欠点： いずれも該当しない。</p>	-	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般社団法人電気設備学会のWG	2021年4月	29.120.10	3
JSA	05 電気	改正	C8500	一次電池通則	Primary batteries—General	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、一次電池の電池系、寸法、命名法、端子形状、表示、試験方法、代表的な品質特性、安全性及び環境側面の通則について規定したものである。</p> <p>一次電池の試験及び仕様について、市場の運用及び実態と現行規格の記載との乖離が大きくなっている。また、試験の有効性の基準がないことが必要な定期試験を必要としている。これらに対応するために、基礎として用いた国際規格であるIEC 60086-1は2021年に改訂される見込みである。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の品質が明確になり、貿易の障壁が排除されることが期待される。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験に対する有効性について、対応国際規格の改訂に伴い、『4.2.7. 試験に対する有効性』を追加し、被測定電池の仕様及び試験条件の基準を規定する。</li> <li>対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『4.1.6 表示』の表2の注記にある使用推奨期限についての記述を削除する。</li> <li>対応国際規格との技術差異を解消すべく、現行規格の『附属書A(参考)』は(規定)に変更する。</li> <li>附属書Fに記載する最小平均持続時間について、対応国際規格の改訂に伴い実情に合わせて、計算方法の記載を計算方法の指針に変更する。</li> <li>絶縁抵抗について、対応国際規格の改訂に伴い、『5.6 絶縁抵抗』を追加して規定する。</li> </ul>	-	IEC 60086-1:2021 Primary batteries – Part 1:General	IDT	第2条の該当号：第1号、第2号、第3号、第4号(種類、型式、形状、寸法、品質、性能、使用方法、包装方法、試験方法、検査方法)	法律の目的に適合している。	<p>利点： ア、イ、ウ、オ、キ</p> <p>欠点： いずれも該当しない。</p>	-	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月	29.220.10	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会 制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C9305	抵抗溶接装置	Resistance welding equipment	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、抵抗溶接を行う変圧器付ガン及び移動式溶接機を含む、抵抗溶接装置の性能要求事項について規定したものである。対応国際規格であるISO669:2000は、昨今の技術の進歩に対応するため、2016年に改正された。適用範囲の対象がトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンに拡大され、試験および計測方法が市場の実態と安全性に考慮されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、抵抗溶接装置の性能要求事項と対応国際規格との整合性が明確になり、生産・取引の合理化が期待でき、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲にトランスレスガン、トランス付きガン、ロボット搭載ガンを追加する。 ・測定方法、位置及び測定治工具の明確化により、たわみ角の計測方法をより具体的な方法に変更する。 ・機械的特性試験は測定治工具の落下、暴走などによるけがの防止を考慮した方法に変更する。	—	ISO 669:2016 Resistance welding — Resistance welding equipment — Mechanical and electrical requirements	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法)  対象事項: 抵抗溶接装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本溶接協会のWG	2021年4月	25.160.30	3
JSA	05 電気	改正	C9323	抵抗溶接機用変圧器—全変圧器に適用する一般仕様	Resistance welding equipment—transformers—General specifications applicable to all transformers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、抵抗溶接及び関連プロセスのために用いる溶接変圧器の構造性能要件及び安全要件について規定したものである。対応国際規格であるISO5826:1999は、昨今の技術の進歩に対応するため、2014年に第2版として改正された。適用範囲が整流器に接続されていない溶接変圧器から整流器付き溶接変圧器およびインバータ式溶接変圧器に拡大されるなど内容が大きく改正された。このような状況から対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、整流器付き溶接変圧器の使用方法が明確になり、生産・取引の合理化が期待できる。また整流器付き溶接変圧器は従来方式よりエネルギー効率が良く、環境負荷への寄与が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の整流器に接続されていないすべての溶接変圧器に加え、流通実態を踏まえ整流器付き溶接変圧器を適用範囲に追加する。 ・用語及び定義並びに略語において現行規格で別の規格に記載していた略語一覧を規定する。 ・感電に対する保護において絶縁抵抗及び絶縁耐力の印加電圧を最大定格電圧によりクラス分けする。 ・試験方法において、新たに整流器を接続した溶接変圧器の加熱試験に関する条件を追加する。 ・性能において、新たに整流器付きインバータトランスの定格負荷出力電流に関する規定を追加する。	—	ISO 5826:2014 Resistance welding equipment—Transformers—General specifications applicable to all transformers	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(構造、品質、試験方法)  対象事項: 抵抗溶接機用変圧器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本溶接協会のWG	2021年4月	29.180.25.160.30	3

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-18	環境試験方法－電気・電子－第2-18部：耐水性試験及び指針(試験記号：R)	Environmental testing－Part 2-18: Tests－Test R and guidance: Water	この規格は、輸送、保管時又は動作中に、滴水、噴流水又は浸水にさらされる可能性がある製品に適用する試験方法について規定したものである。前回改正から10年以上が経過し、近年、対応国際規格IEC60068-2-18において、水に対する保護等級で最も厳しいMPX9に対応した耐水性試験として、新たにファンジェット法が標準化され、2017年に第3版として発行された。当該試験方法は、高い耐水性が求められる車載用の電気機器や電子部品を対象として広く活用されており、我が国においても同様なニーズがある。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場・技術の実態に即し、噴射水法として“Rb3:ファンジェット法”を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、車載用の電気機器や電子部品を始め、幅広い分野における汎用的な耐水性試験規格として活用され、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験Rb:噴射水法(簡条6)及び附属書Dにおいて、国際規格との整合を図るため、新たに“Rb3:ファンジェット法”を追加する。 ・附属書Dにおいて、国際規格との整合を図るため、高圧蒸気洗浄噴射に対する保護を決定するに当たり、噴射水法の衝撃力を測定するためのセットアップ及び衝撃力分布の例を追加する。 ・また、小型エンクロージャーに対する高圧蒸気洗浄噴射保護を決定するためのテストセットアップの例を追加する。	IEC 60068-2-18:2017, Environmental testing－Part 2-18: Tests－Test R and guidance: Water	IDT	第2条の該当号：第4号(試験方法)  対象事項：電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、キ  欠点： いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	－	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	19.040	5	
JSA	06 電子	改正	C60068-2-20	環境試験方法－電気・電子－第2-20部：試験－試験Ta及びTb－端子付部品のはんだ付け性及びはんだ耐熱性試験方法	Environmental testing－Part 2-20: Tests－Test Ta and Tb: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、はんだ付けする端子をもつ部品のはんだ付け性を、はんだ槽法及びはんだこて法を用いて評価する試験方法を規定する基本的な規格で、IEC 60068-2-20を基としている。 この規格では、保管時の劣化を確認するために幾つかの前処理の方法を規定しており、その一つに水蒸気エージングがあるが、この方法は、前処理時に供試品に水滴が落下をすることがあること、さらに、この蒸気時の条件は保管環境での劣化に対応出来ていないといった問題点があることから、これらへの対応として対応国際規格IEC 60068-2-20の規定見直しが行われており、2021年4月に発行の予定となっている。JISにおいても対応国際規格と整合させることで、より信頼のおける試験方法とするためにこの規格の改正を行う必要がある。	【期待効果】 基板実装での接合部の品質保持の面で効果がある。この規格を改正することで、技術要求基準が対応国際規格と整合化されることになり、受渡当事者間での品質トラブルなどが防止でき、また、技術的な調整が容易へと繋がることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語の定義”において、“はんだ付け性”及び“はんだ耐熱性”の用語定義を、JIS C 60068-3-13と合わせる。 ・加速エージング(細分簡条4.1.4)から前処理に変更する。	IEC 60068-2-20:2021, Environmental testing－Part 2-20: Tests－Test Ta and Tb: Test methods for solderability and resistance to soldering heat of devices with leads	IDT	第2条の該当号：第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項：電気・電子機器用部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ  欠点： いずれも該当しない。	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		2		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-3-3	環境試験方法—電気・電子—第3-3部:支援文書及び指針—機器の耐震試験方法	Environmental testing—Part 3-3:Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment	この規格は、電気・電子機器等の耐震試験において、適切な試験方法を選択し、地震による応力や変位にさらされた機器が、地震中及び地震後に、要求された機能を果たす能力を検証するために用いられることを意図するものである。前回改正から20年が経過し、近年、対応国際規格であるIEC60068-3-3において、IEC TS 62271-210:2013の表D.1で定義されている地震規模ゾーンの考え方に対応した耐震試験の選択指針を提供する改訂がなされ、2019年に第2版として発行された。このような今後50年以内の地震発生予測に基づいた振動試験方法の選択指針は合理的かつ有効なものとして、電気・電子機器等の耐震性評価において広く活用されている。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の市場・技術の実態に即し、発生予測に基づくゾーン分類に従った試験強度の選択指針を導入するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、科学的な予測に基づいた地震規模に従った試験強度の選択が可能となることから、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・機器を設置する際に必要となる振動試験の試験レベルを決定するに当たり、新たに定義された地震活動ゾーンの考え方を追加する。 ・特別耐震クラスと一般耐震クラスの違いは、地震環境の特性を定義する際の利用可能性および/または精度なので、地震環境が不明な一般耐震クラスにも試験要求応答スペクトルを適用可能とする。 ・一般耐震クラスと特別耐震クラスに対して、振動試験に必要なテスト条件、テストパラメータ、要求応答スペクトルを明確にするため、箇条を分けた記述とする。		IEC 60068-3-3:2019, Environmental testing—Part 3-3:Supporting documentation and guidance—Seismic test methods for equipment	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60068-3-7	環境試験方法—電気・電子—第3-7部:支援文書及び指針—負荷がある場合の試験A(低温)及び試験B(高温)の試験槽の温度測定のための指針	ENVIRONMENTAL TESTING -Part 3-7: Supporting documentation and guidance -Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の環境試験手順の中で要求されている諸事項に適用できる温度試験槽の確認のための、系統的、かつ、再現性のある方法について規定したもので、温度試験槽の有効空間内に空気循環のある状態における発熱又は非発熱供試品を考慮している。近年の試験実施の経験から推奨であった事項を規定すると共に、JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が削除されたことを反映した対応国際規格の改訂が2020年になされた。また、温度及び/又は湿度を保持して測定する方法は、温度試験槽の物理的特性が試験結果に大きな影響を与える。こうしたことから、対応国際規格との整合を図るとともに、温度試験槽による試験結果の信頼度を上げるため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この規格の改正によって、温度試験槽の性能の確認を通じて試験結果の信頼性を上げ、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、試験結果に影響を与えるとの判断から、推奨表現から要求表現に多くの箇所を変更されたのに伴い、この規格においても同様に変更する。 ・JIS C 60068-2-1及びJIS C 60068-2-2の改正で急激な温度変化が、試験として厳しすぎるとの判断で削除されたことを反映して、箇条3.1(試験仕様)の表1を更新する。 ・電子部品及び製品の使用温度範囲の拡張に伴い、JIS C 60068-2-2の改正で高温の上限が400℃から1000℃が変更されたのに 対応して、箇条3.1(試験仕様)の図1の高温の上限を同様に400℃から1000℃に変更する。		IEC 60068-3-7:2020, Environmental testing -Part 3-7: Supporting documentation and guidance - Measurements in temperature chambers for tests A (Cold) and B (Dry heat) (with load)	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ、コ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C60664-1	低圧系統内機器の絶縁協調—第1部: 基本原則, 要求事項及び試験	Insulation coordination for equipment within low-voltage supply systems—Part 1: Principles, requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、低電圧機器の絶縁協調を規定しているため、多くの製品安全規格に引用されている基本安全規格である。基本安全規格は、頻繁に改正することは避けたいという意見がある一方で、規格が分かりにくいという意見が多かったことから、対応国際規格のIEC 60664-1は、基本的に技術的な内容を変更せず、より理解しやすい規格とするために改正された。項番号等が大きく変更されたため、今後において、多くの国際整合の製品安全規格から引用されることを考えて、JISも国際規格にあわせた改正が必要と判断した。	【期待効果】 項目番号等の変更が主であるものの、JIS C 60664-1も国際規格にあわせて改正することでより分かり易くなるものと判断した。日本はIEC 60664-1の改正による規格のガイド(TR 60664-2-1)改正を主体的に行うことになっているが、JIS C 60664-1が分かり易くなることで理解が促進され、ガイド作成への協力も得られるものと考えられる。なお、IEC 60664-1が理解しやすくなったという点で、国際の場ではガイド不要論も浮上したが、日本としては、具体事例が記載されているガイドは有用でありかつ必要であると訴え、現在に至っている。	主な内容は次のとおり。 A) 箇条4および箇条5の構成の見直し B) 附属書BおよびFの表への1 500 VDCの追加。 C) 表F.10を追加し、距離高度補正の更新。 D) 空間距離のプロローチャートを含む附属書Gを追加 E) 沿面距離のプロローチャートを含む附属書Hを追加		IEC 60664-1	IDT	第2条の該当号: 1(寸法,構造) 対象事項: 一般電気製品	法律の目的に適合している。	利点: ア, エ, カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格との整合	一般社団法人電気学会のWG	2022年1月				1
JSA	05 電気	改正	C60695-4	火災危険性試験—電気・電子—第4部—電気・電子製品のための火災危険性試験用語	Fire hazard testing—Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は電気・電子製品のための火災危険性試験用語を規定するため、2010年に改正したものであるが、それ以降に発行したC60695規格群において、技術進歩等を反映して用語の追加・削除、定義の変更等が行われたため、用語及び定義について、最新化する必要がある。なお、対応国際規格であるIEC 60695-4が2021年内に改訂版が発行される予定であり、国際規格との整合性を確保する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、C60695規格群及びこれらを引用する規格の用語及び定義が統一され、相互理解の促進が進み、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性などに寄与する。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・昨今の技術進歩等を反映して、C60695規格群に盛り込まれている用語の追加・削除、定義の変更などを反映する(急性毒性、残炎時間、残じん時間の削除など)。 ・IEC60695-4:2021(発行予定)が引用するISO13943:2017(火災安全—用語)において、追加・削除された用語及び定義について、附属書JAに反映する(absorptivity, active fire protection, controlled burnなどの追加・・・これらの和訳は審議で決定する)。		IEC 60695-4:2021(改訂中) Fire hazard testing—Part 4: Terminology concerning fire tests for electrotechnical products	IDT	第2条の該当号: 第5号(鉱工業の技術に関する用語) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア, ウ, エ, オ, カ, キ 欠点: いずれも該当しない。		1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年8月				2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60695-8-1	火災危険性試験－電気・電子－第8-1部：発熱量一般指針	Fire hazard testing – Part 8-1: Heat release – General guidance	この規格は、電気・電子製品及びそれらを構成している材料の発熱評価についての指針について規定したものである。制定から15年以上が経過し、近年、電気・電子製品に対するより実効的な火災危険性評価を可能とするための発熱指標(火災成長速度、最大平均発熱速度など)の標準化が求められている。こうした中で、対応国際規格であるIEC 60695-8-1が、最近の市場及び技術進歩の実態を反映して、新たな発熱評価手法及び指標について規定し、2016年に第3版として発行された。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、製品の火災危険性評価に用いる新たな発熱指標を追加するなど、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、電気・電子製品の火災への影響を合理的に評価することが可能となることから、火災危険の防止、製品の国際競争力の強化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、規格利用者の利便性を確保するため、燃焼、火災試験等の用語及びその定義を追加する。 ・発熱データにおいて、国際規格との整合を図るため、使用されるパラメータとして、火災成長速度(FIGR A)、最大平均発熱速度(MAHRE)等の発熱指標について規定する。	IEC 60695-8-1:2016, Fire hazard testing – Part 8-1: Heat release – General guidance	IDT	第2条の該当号：第4号(試験方法) 対象事項：電気・電子機器等	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	29.020	5	
JSA	05 電気	改正	C60695-10-3	火災危険性試験－電気・電子－第10-3部：異常発生熱－成形応力解放変形試験	Fire hazard testing – Part 10-3: Abnormal heat – Mould stress relief distortion test	この規格は、高分子材料で作られた部品を含む電気・電子機器の成形応力解放変形試験方法について規定したものである。対応国際規格であるIEC 60695-10-3は、最近の技術進歩を反映して、試験に使用する恒温槽の要求性能を変更するなどして、2016年に第2版として発行された。また、この規格は、電気用品安全法に基づく“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈”の整合規格であるJIS C 62368-1(オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項)に引用されており、高温下における製品の熱的耐性評価方法として、常に最新の国際規格との整合性の確保などが求められている。 こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、電気・電子製品の樹脂外装に対する国際的に最新の耐熱性評価手法の導入が促進されることから、品質の改善、安全性の向上、国際競争力の確保、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・加熱オープンについて、試験精度を確保するため、要求性能を具体的に規定する。 ・試験手順について、ユーザの利便性を確保するため、二つの試験条件を明確にし容易に選択できるように項立てを改める。 ・試験セットアップにおいて、国際規格との整合を図るため、恒温槽内の手持ち機器の設置方法を追加する。	IEC 60695-10-3:2016, Fire hazard testing – Part 10-3: Abnormal heat – Mould stress relief distortion test	IDT	第2条の該当号：第4号(試験方法) 対象事項：電気・電子機器等	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	29.020	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60721-3-0	環境条件の分類-第3-0部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-通則	Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS C 60721-3規格群は、全ての製品に共通する基本的な環境条件を規定するもので、製品規格で環境条件を規定する際に使用される規格群である。その中で、この規格は、保管、輸送、据付けなどの際に製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループ分類を規定したもので、この規格群を利用する場合の指針として、製品に環境条件を適用する際に常に参照される重要な規格である。対応する国際規格の第1版が1984年に制定されたが、近年のIEC 60721-3シリーズの規格の改訂に伴い、分類の厳しさを選択の指針が更新され共通となる情報だけに簡略化し、分かり易くするなどの改訂がされて、2020年に発行された。この規格は、製品が受ける保管、輸送、据付けなどの際の環境条件を規定するJIS C 60721-3規格群の使用に際し、参照する基本的な規格であるため、当該JISを改正して近年のIEC60721-3シリーズの規格改訂を反映する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、製品がさらされる環境条件の適用や試験の厳しさの適用に活用され、電子機器や電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の適用範囲及び目的を統合し、適用範囲にまとめる。 ・引用規格及び用語及び定義は無いが、引用規格及び用語及び定義の箇条を形式的に追加する。 ・引用規格及び用語及び定義の箇条の形式的な追加に伴い、現行規格の箇条3(規格内容とその分類)を箇条4に変更する。 ・現行規格の箇条4(各分野の環境パラメータとその厳しさを選択するための判断資料)を、5.1(一般事項)及び5.2(試験の厳しさの確立)の箇条構成に変更する。 ・60721-3シリーズの各規程に利用の手引き及び試験の厳しさの記載があり重複するため、現行規格の箇条5(この通則の利用手引き)及び箇条6(環境パラメータごとの発生期間と発生頻度)を削除し簡略化する。	IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月			2
JSA	05 電気	改正	C60721-3-1	環境条件の分類-第3-1部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-保管条件	Classification of environmental conditions - Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Section 1: Storage	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、製品又は包装された製品を保管するときにさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定したものである。近年の気候データの収集及び解析の結果、従来の九つの気候の型から五つに分類し、これに伴ない、規格内の表が更新される変更がなされ、対応国際規格は2018年に第3版が発行された。この規格は、製品又は包装された製品を保管するときに受ける環境条件を規定し、それに伴う環境試験を決定する重要な規格である。このため、国際規格との整合を図るとともに、環境試験を実施する際の環境条件を最新にすることは、我が国の電子・電気製品の開発に重要なため、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格と整合する最新の分環境条件の分類クラスが規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく環境試験が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・国際規格と整合を図るため、箇条3の用語の追加、定義文の修正を実施する。 ・国際規格と整合を図るため、箇条4の一般事項の記載を簡略化する。 ・現行規格の箇条5のぶら下がりが段落を解消する。 ・JIS C 60721-2-1の気候群の変更に対応して、参考であった付属書Cの熱帯の環境分類を取り込むと共に、保管状態に合わせて、各気象条件の分類である表1を屋外、屋内、密閉と3グループにわけける。 ・国際規格と整合を図るため、日射及び積雪に対応するクラスを新規に規定すると共に、特別な気象条件の分類である表2に日射及び積雪を環境パラメータとする項目を追加する。 ・国際規格と整合を図るため、機械的に活性化物資の分類である表5のクラスを更新する。 ・IEC TS 62131-5を基にした国際規格の見直しに対応して、機械的の条件の分類である表6のクラスを更新する。	IEC 60721-3-0:2020, Classification of environmental conditions - Part 3-0: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Introduction	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年9月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階		
JSA	05 電気	改正	C61000-4-3	電磁両立性－第4-3部：試験及び測定技術－放射無線周波電磁界免疫試験	Electromagnetic compatibility(EMC) – Part 4-3: Testing and measurement techniques – Radiated, radio-frequency, electromagnetic field immunity test	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、無線周波を妨害源とする免疫試験方法について規定している。</p> <p>近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後9年が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-3では、次のような現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とするための改訂が2020年に行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6GHzを超える無線通信システムに適用できない。</li> <li>・床置形機器に対する試験で床上80cm以下に照射される電界に関する規定がない。</li> <li>・試験する製品に接続するケーブルの配置方法が、明記されていない。</li> </ul> <p>これらの問題点は、試験対象製品の制限、各試験所間での試験結果のばらつきの原因などとなること、及び最新の技術水準を反映した国際規格との整合を行うことで規定の充実を図ることができることから、この規格の改正が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この改正によって、以下の効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。</li> <li>・試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のばらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。</li> </ul>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年及び将来の通信システムの高周波数化に対応するため、試験レベル上限周波数6GHzの記載を削除する。</li> <li>・床置形機器の評価方法をより明確にするため、試験セットアップ試験電界の定義である“電界均一エリア”の高さ規定を削除し、床置形機器の下方部分に照射する電界を定義できるようにする。</li> <li>・試験セットアップ(簡条7)について、試験する製品の接続ケーブルの処理方法及び電界への曝し方を明確にし、試験所間のばらつきを小さくする。</li> </ul>		IEC 61000-4-3:2020	IDT	第2条の該当号：4(試験方法)	対象事項：電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、カ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2021年10月			1
JSA	05 電気	改正	C61000-4-11	電磁両立性－第4-11部：試験及び測定技術－電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対する免疫試験(1相当りの機器)	Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 4-11: Testing and measurement techniques – Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase	<p>この規格は、電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対して、低圧電源に接続する電気・電子機器の免疫試験方法及び適切な試験レベルの範囲について規定したものである。前回改正から約10年が経過し、対応国際規格であるIEC 61000-4-11が、最近の技術の進歩を反映し、電圧ディップ・短時間停電の立ち下がりがり・立ち上がりがりの起点・終点を明確化するなど、試験結果の品質向上を図るため、2020年に改訂された。</p> <p>このため、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態に即し、当該JISを改正する必要がある。</p>	<p>この改正によって、国際規格と整合が図られるとともに、最近の我が国の市場及び技術の実態が反映されることから、試験所間によるばらつきを低減、該当製品などの生産の合理化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電圧ディップ及び短時間停電(5.1)において、国際規格との整合等を図るため、電圧ディップ・短時間停電の立ち下がりがり・立ち上がりがりの起点・終点を明確にするよう改めるとともに、詳細な説明図を追加する。</li> <li>・電圧変動(オプション)(5.2)について、同様の理由から、選択事項から必須事項に改める。</li> <li>・試験装置において、同様の理由から、試験電圧発生器の仕様に関する論理的根拠について、附属書(参考)として追加する。</li> </ul>		IEC 61000-4-11:2020 Electromagnetic compatibility (EMC) – Part 4-11: Testing and measurement techniques – Voltage dips, short interruptions and voltage variations immunity tests for equipment with input current up to 16 A per phase	IDT	第2条の該当号：第4号(試験方法)	対象事項：電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点：ア、イ、ウ、エ、キ 欠点：いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電気学会のWG	2020年8月	33.100.20	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61281-1	光ファイバ通信サブシステム-第1部:通則	Fiber optic communication subsystems - Part 1: Generic specification	この規格は、光ファイバ通信サブシステムの通則について規定したものであり、すべての光ファイバサブシステムに共通している最小限の規格を形成している。この規格は、IEC61281-1:1999を基礎として2010年に制定されたが、その後、産業構造は大きく変化し、GAFAに代表されるデータ活用プラットフォームによる高付加価値サービスを中心としたビジネスが産業界の担い手となりつつあり、価値の源泉となるデータセンターを形成するデータコム技術は、従来のテレコム技術に並んで重要なものとなっている。これらの諸情勢を受けて、対応国際規格がデータコム技術において重要なエンサークルドブラックス、光合波器、光分波器などの用語を追加するため、2017年に改訂された。そのため、国際規格の改正と同様に、市場の実態に即した内容にするため、改正する必要がある。	改正によって、 1.テレコム、データコムの両産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待される。 2.これにより光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化すると期待される。 3.光ファイバ通信網をバックボーンとして、高速大容量の情報通信インフラ整備が容易になることで、Society 5.0の実現を促進できる。 4.その結果、日本が抱える少子高齢化対策、地方創生、防災等の社会課題の解決も促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.用語及び定義において、近年の技術開発に対応して「増幅自然放出光」、「ジッタ耐性」、「オプティカルタイムドメインリフレクトメータ」、「偏波モード分散」、「Q値」、「波長選択分岐部品」等を追加するとともに、データコム市場の発展に対応して「エンサークルドブラックス」を追加する。 2.サブシステムの特性において、設計上の重要項目である「ジッタ耐性」、「光信号対雑音比」、「Q値」等を追加するとともに、より廉価な光増幅手段である「半導体光増幅器」の特性表を追加する。	IEC 61281-1:2017 Fibre optic communication subsystems - Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能)  対象事項: 光ファイバ通信サブシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月	33.180.01	5	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-46	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順-第2-46部:試験-湿熱サイクル	Fiber optic interconnecting devices and passive components- Basic test and measurement procedures-Part 2-46: Tests-Damp heat, cyclic	この規格は、光ファイバデバイスの動作時、保管時及び輸送時に起こる可能性がある高湿度及び、温度変化に対する耐久性の測定手順について規定している。 この規格の対応国際規格は、光受動部品が電気・電子機器に組み込まれて使用されることがある実態に合わせるため、試験の際の温度制御範囲の変更や、試験を開始する際の安定化の詳細な条件、試験終了後の後処理の詳細な条件の追加、試験槽の条件についてのより詳細な規定の追加などのため、2019年に改訂された。これは、電気・電子機器の温湿度サイクル試験の国際規格IEC 60068-2-30と整合を取るものである。 このため、国際規格改正と同様、市場の実態に合わせるため、改正する必要がある。	改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1.試験槽の条件について、調整可能であるべき温度湿度範囲を具体的に定めるとともに、有効空間内のどの位置でも温湿度条件が均一であること、供試品が輻射熱をうけないようにすべきことなどを新たに定める。 2.手順について、サイクル試験に入る前に安定化を行う際と、サイクル試験後に室温状態に戻す際の、経過時間ごとの温度湿度範囲を新たに定める。 3.試験の厳しさの程度について、低温時の温度範囲が+25℃±2℃だったものを+25℃±3℃に、相対湿度を90%以上だったものを80%以上に改める。	IEC 61300-2-46: 2019 Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-46: Tests - Damp heat, cyclic	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)  対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年8月	33.180.20	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	改正	C61300-3-30	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－30部:検査及び測定－角形フェルールの端面形状 (現行名称 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3－30部:多心光ファイバコネクタ用フェルールの研磨角度及び光ファイバ位置測定)	Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Endface geometry of rectangular ferrule (現行規格 Fiber optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Polish angle and fiber position on single ferrule multifiber connectors)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ガイドピンで位置決めする多心光ファイバコネクタ用フェルール及び光コネクタの表面幾何形状の測定手順について規定したものであり、2003年に第1版として発行されたIEC 61300-3-30を対応国際規格として、2010年に制定された。 その後、IEC 61300-3-30は、端面形状指数、マイナスコブラナリティ、コアディップなどの新しいパラメータを追加するなど、2020年に第2版が発行された。これらの新しいパラメータについては、光ファイバコネクタ光学互換に関して規定するJIS C 5965-3-31などの規格において、その要求値が規定されており、多心角形フェルール光コネクタの性能を満足するために必要不可欠なものとなっている。 こうしたことから、対応国際規格をはじめ、関連JISとの整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、新たなパラメータの測定方法を追加するなど、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、対応国際規格をはじめ、関連するJISと整合が図られることから、業界の混乱回避に寄与することが期待できる。また、光学互換に規定する各種パラメータの測定方法が規定されることにより、光コネクタの性能の維持向上が図られることから、円滑な商取引を促し、市場の活性化に寄与することも期待できる。	主な改正点は次のとおり。 国際規格等との整合を図るとともに、我が国の技術の実態に即し、 1. 測定領域において、各領域の定義を明確にする。 2. 装置において、三次元干渉計表面解析装置を構成する干渉顕微鏡の校正するパラメータを追加する。 3. 手順において、マイナスコブラナリティの決定などの手順を追加する。 4. 個別に報告する事項において、測定不確かさを追加する。 5. 附属書において、マイナスコブラナリティ、コアディップ及び端面形状指数の計算方法を追加する。		IEC 61300-3-30:2020, Fibre optic interconnecting devices and passive components – Basic test and measurement procedures – Part 3-30: Examinations and measurements – Endface geometry of rectangular ferrule	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)  対象事項: 光ファイバコネクタ類	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月			2
JSA	05 電気	改正	C61326-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置－電磁両立性要求事項－第1部:一般要求事項	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use – EMC requirements – Part 1: General requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下若しくは直流1500V以下の、電源若しくは電池で動作する電気装置、又は測定対象の回路からの電源で動作する電気装置の電磁両立性(EMC)に関するイミュニティ及びエミッションの要求事項について規定したものであり、2017年に制定された。 近年、技術の進歩に即して、EMCの基本規格であるIEC 61000規格群が改訂され、この規格の対応国際規格であるIEC 61326-1も、2020年に、装置のイミュニティ試験(放射無線周波数磁界)の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzへ引き上げるなど、試験レベル及び性能要求が改訂され、さらにはリスクアセスメントのガイドが追加されている。 このため、JISと国際規格との間で性能要求事項などに差異が生じており、国際規格に整合させるとともに、最新技術に対応した性能要求事項及びそれらの試験レベル・判定基準に関する規定を取り込むために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、計測用、制御用及び試験室用の電気装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更し、放射無線周波数磁界の試験周波数の上限を2.7GHzから6GHzに改める。 ・電磁両立性の分析と評価のためのリスクアセスメントガイドを追加する。		IEC 61326-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use – EMC requirements – Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月			2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	改正	C61326-2-1	計測用、制御用及び試験室用の電気装置—電磁両立性要求事項—第2-1部:個別要求事項—EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の試験配置、動作条件及び性能評価基準	Electrical equipment for measurement, control and laboratory use -- EMC requirements -- Part 2-1: Particular requirements -- Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS C 61326-1の適用範囲に加えて、製造業者が指定する、操作上及び又は機能上の理由によって電磁両立性(EMC)防護を施せない、(装置の内部及び/又は外部に)試験及び測定用の回路がある装置の、より詳細な試験配置、動作条件及び性能評価基準について規定したものであり、2017年に制定された。 対応国際規格であるIEC 61326-2-1(2012)は、計測器などの電磁両立性(EMC)の一般要求事項を規定するIEC 61326-1(2012)との差分を規定する形式としており、2020年、IEC 61326-1が最近の技術進歩の実態に即し、イミュニティ試験レベル及び性能要求事項の変更、リスクアセスメントのガイドの追加など改訂されたことから、これに合わせ改訂された。 こうしたことから、対応国際規格との整合を図るため、この規格もJIS C 61326-1(対応国際規格IEC 61326-1)の改正に合わせて、同様の改正を行う必要がある。	【期待効果】 この改正によって、EMC防護が施されていない感受性の高い試験用及び測定用の装置の電磁両立性の性能及び安全のレベルが向上するとともに、貿易の障害が排除されることから、諸外国との輸出入促進などの円滑な企業活動が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・イミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・可搬形の試験及び計測用の電気装置に対するイミュニティ試験レベル及び性能要求事項を変更する。 ・電磁両立性の分析と評価のためのガイドを追加する。		IEC 61326-2-1: 2020 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use -- EMC requirements -- Part 2-1: Particular requirements -- Test configurations, operational conditions and performance criteria for sensitive test and measurement equipment for EMC unprotected applications	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(鉱工業品の品質 鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 計測用、制御用及び試験室用の電気装置	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2021年7月			2
JSA	06 電子	改正	C61760-4	表面実装技術—第4部: 感湿性部品の分類、包装、表示及び取扱い(追補1)	Surface mounting technology – Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices (Amendment 1)	この規格は、はんだの温度によって、MSL(感湿性部品の吸湿耐性水準)の分類方法、包装方法及び取扱い方法を規定したもので、部品業者及び実装業者間の取引上のトラブルを防止する上で重要な規格である。 今回、対応国際規格であるIEC 61760-4が、感湿性部品の分類、包装、表示及び取扱いに関連するリフロー条件などを追加するため、2018年に(Amendment 1)として、改訂された。 JISにおいても、国際規格との整合化を図り、市場の実態に即した内容とするため、改正する必要がある。なお、改正は、追補として発行することとする。	この追補の発行によって、受け渡し当事者間のトラブルがなくなるとともに、はんだ付け実装での実装不良の問題が減少し、また、結果として、電気・電子機器の末端でのトラブルが防止できることが期待できる。 その結果、多くの用途での電子部品・デバイスの安全な実装の波及効果が大きく、我が国の機器実装の信頼性向上につながることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a)特別な部品に対する温度プロファイルの分類(において温度プロファイルの条件を変更する。 b)リフローに関する規定を追加する。		IEC 61760-4:2015/AMD1:2018, Amendment 1 – Surface mounting technology – Part 4: Classification, packaging, labelling and handling of moisture sensitive devices	IDT	第2条の該当号: 第1号(種類)  対象事項: 感湿性部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.190	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品—電気的特性及び測定方法—第1部:ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 1: Nanohenry range chip inductor	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及びその測定方法について、規定したものである。その中の直流抵抗値の測定方法が、インダクタ製造業者での測定の実態と乖離してきたことから、この規格の対応国際規格であるIEC 62024-1では、2017年にインダクタメーカーで一般的に使用されている測定方法を追加する改訂を行った。JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに市場の実態に即した規定内容とするために、改正を行う必要がある。	【期待効果】 改正によって対応国際規格に沿った規定に整合化することで、国内における受渡当事者間での取決めが簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の箇条構成に沿って、“用語及び定義”の箇条を追加する。 ・“直流抵抗”において、測定方法として現行規格に規定している“ブリッジ法”に加えて、一般的に用いられている“電圧降下法”を追加する。		IEC 62024-1:2017, High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 1: Nanohenry range chip inductor	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		2
JSA	06 電子	改正	C62024-2	高周波誘導部品—電気的特性及び測定方法—第2部:DC/DCコンバータ用インダクタの定格電流の決め方	High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC to DC converters	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、DC/DCコンバータにおいて、平滑回路として用いられる重要な電子部品であるインダクタの定格電流を決め方を規定した規格である。この規格の対応国際規格IEC 62024-2では、我が国からのインダクタの生産、販売、測定技術などの市場実態に沿ったインダクタの定格電流の測定方法を追加する提案が承認され、2020年3月に改訂された。このため、JISにおいても、対応国際規格と整合させるとともに、市場の実態に即した規定内容に改正を行う必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内における受渡当事者間での取決めが簡素化が図れる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“温度上昇許容電流の測定方法”の“プリント配線基板を用いる方法”において、次の変更を行う。 － “回路のパターン幅”の表に、定格電流クラスの欄を設ける。 － 定格電流クラスごとの“回路パターンの幅と厚さ”を規定する一覧表を追加する。 － “プリント配線板”において、“SMDタイプ用プリント配線板”の図を、定格電流クラスで分けた図とする。現行規格に記載の図は定格電流クラスAに適用し、定格電流クラスB～Dに適用する図を追加する。 － この細分箇条で規定している図及び表の寸法の適用を、現行規格での“推奨事項”から“要求事項”に変更する。		IEC 62024-2:2020, High frequency inductive components - Electrical characteristics and measuring methods - Part 2: Rated current of inductors for DC-to-DC converters	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2021年7月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	D5302	二輪自動車用鉛蓄電池	Lead-acid batteries for motorcycles	【制定・改正する理由(必要性)】 二輪自動車の始動、点灯、点火などに使用する鉛蓄電池について、1951年にJISが制定され、2004年に現行規格が改正された。この現行規格に対して、市場の要望を反映して、試験方法及び要求事項の明確化した規格として、2019年にIEC規格(IEC 60095-7 General requirements and methods of test for motorcycle batteries)が制定された。わが国でも試験方法及び要求事項の明確化は有効であり、かつ、国際規格との整合を図る必要もあって、このIEC規格を基礎として現行規格を改正する必要がある。	【期待効果】 この規格の改正によって、品質の改善及び明確化が期待され、その結果、生産性の向上及び産業の合理化に寄与することが期待される。この改正によって、国際規格との整合を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲(簡条1):IECと整合させ、パワー・スポーツ車両等を追加し、ハックアップ電源、内燃機関を搭載した車両の補機、eバイクなどに使用する鉛蓄電池は適用範囲外とする。 ・用語及び定義(簡条2):IECと整合させ、コールドクランキング電流、充電受入性等を追加する。 ・出荷条件(簡条5):IECと整合させ、VRLAと液式の出荷条件を規定する。 ・一般要求事項(簡条6):IECと整合させ、公称電圧表示、コールドクランキング表示、リサイクルラベル表示などを追加する。 ・一般試験条件(簡条7):IECと整合させ、試験電池の出荷日からの日数を規定、試験手順を規定する。 ・試験方法(簡条8):IECと整合させて、試験方法を規定する。 ・要求事項(簡条9):IECと整合させて、要求事項を規定する。	—	IEC 60095-7:2019 Lead-Acid Starter Batteries - Part 7: General requirements and methods of test for motorcycle batteries	MOD	第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、構造、性能試験方法、検査方法)  対象事項: 二輪自動車用鉛蓄電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電池工業会のWG	2021年4月	29.220.20; 43.140	3
JSA	04 管理システム規格	改正	Q9005	品質マネジメントシステム—持続的成功の指針	Quality management systems - Guidelines for sustained success	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織が顧客及び社会への価値提供に焦点を当てた事業運営、事業環境の変化への的確な対応及びもつべき能力を実装したマネジメントシステムの構築・運用に焦点を当てた持続的成功を実現するための品質マネジメントシステム(QMS)についての指針を定めたものである。制定(2014年)から7年が経過し、近年の持続可能性に関する議論、顧客との共創、DX(デジタルトランスフォーメーション)活用による価値創造、人的資源に関する多様な価値観や働き方への柔軟な対応、品質不祥事の再発防止・未然防止の徹底、経営・事業における品質部門の役割強化など、組織を取り巻くこうした社会環境の変化に対応するための見直しが必要となっている。また、この間、引用規格であるJIS Q 9000の改正、この規格が対象とするQMSに関する規格である、JIS Q 9001及びJIS Q 9004の改正、更にはパフォーマンス改善に関するJIS Q 902X規格群の制定・改正もあったことから、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実を図るとともに、関連規格との整合性を維持しつつ、関係性を整理するため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、近年の社会環境の変化に対応したマネジメントシステム構築・運用のための具体的な手引として充実が図られることから、組織が効果的かつ効率的に自身の総合的なパフォーマンスを継続的に改善し、顧客、社会及びその他の利害関係者に満足を与える製品・サービスを提供することによって、顧客価値及び社会的価値を創造し、その結果として組織の存在意義を高めることが可能となる。また、本規格に沿ったQMSを組織が構築・運用することによって、市場のニーズの多様化、技術革新など、組織を取り巻く事業環境の変化を迅速に察知し、対応することが可能となることから、組織が競争優位を維持して持続的成功を実現し、国内産業の発展と持続可能な社会の実現に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・近年の持続可能性、SDGsやESG投資に関する議論と、顧客価値提供との関係の明確化のため、規格全体を通して、社会的価値の提供に関する規定を追加する。 ・ビジョン、経営理念、事業戦略の達成活動と、顧客価値提供の実現のためのQMS運営との融合、統合化の実現のため、事業シナリオの策定や年度事業戦略・方針の策定及び展開に関する規定を追加する。また、JIS Q 9023 (方針管理の指針)への参照を追加する。 ・最高品質責任者(CQO)の任命と果たすべき役割の明確化、経営・事業における品質部門の役割強化のため、これに関する規定を更新又は追加する。 ・DX(デジタルトランスフォーメーション)を駆使した新たな顧客価値創造、組織運営の効率化・自動化への対応のため、経営資源の一つとしてデジタルインフラを加え、これに関する規定を追加する。 ・働き方改革、多様性(ダイバーシティ)推進、外部人材の積極的な獲得など、人的資源に関する多様な価値観、様式に対応できる経営・業務運営体制の在り方に関する変化への対応のため、組織の人々や業務環境に関する規定を更新する。 ・品質不祥事の再発防止、コンプライアンス順守の観点からのQMSの運営基盤の強化のため、組織運営の透明性、説明責任及び内部統制に関する規定を追加する。また、検査・試験データの管理や重要品質問題への対応等に関する規定を追加する。 ・簡条8(製品・サービス実現)を中心に、顧客やパートナーとの「共創」(顧客との共創、オープンイノベーション的共創)に関する規定を追加する。 ・規格全体を通して、現行JISが制定された2014年以降に制定又は改正された関連JISの用語や概念等との整合を図る。	—	無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)  対象事項: 品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、ク  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年1月		1		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準化委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	改正	Q17000	適合性評価用語及び一般原則	Conformity assessment Vocabulary and general principles	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、適合性評価機関の認定を含め、適合性評価に関する一般用語及び定義、並びに貿易を容易にする目的での適合性評価の利用に関する一般用語及び定義を規定するものである。 強制法規引用JIS Q 17025にも引用されている重要規格であり、認定・認証、試験所・校正など適合性評価に携わる機関にとって、国内取引はもちろん、国際取引においても、そのマネジメント力、技術力などの信頼性が国際的に認められていることを証明するために必要な17000シリーズ規格の基礎を成す必須の規格である。本規格は、適合性評価の対象の増加を反映し、主な対象の一つに据えていた“製品”を、適合性評価の一対象として附属書Bに移すとともに、適合性評価に対する新たなニーズを考慮し、“妥当性確認”や“検証”を対象にするなど、現状を反映して新規用語追加等を検討して適切に改正する必要がある。	【期待効果】 適合性評価は、製品、サービス、プロセス、マネジメントシステム、又は人が期待どおりに機能するという保証を消費者に提供するものであり、サービスプロバイダー及びメーカーに対しては、提供するものが仕様を満たし、顧客の期待に応え、市場の要件を満たしていることを保証するものである。 また、規制当局は、適合性評価により規制の要件が満たされているという確信を得ることができる。このように今や、規制、ビジネスはもちろん、社会生活にも欠かせないものとなっている適合性評価活動について、共通的な用語及び一般原則を定めるこの規格を、ニーズにあわせて適切にアップデートして国内に提供することは、国内の適合性評価に対する共通理解を深め、貿易障壁を排除する観点からも、必要不可欠なことである。	主な改正点は、次のとおり。 ・新たな用語を追加する：“適合性評価の対象”(4.2参照)、“所有者”(4.13参照)、“公平性”(5.3参照)、“独立性”(5.4参照)、“妥当性確認”(6.5参照)、“検証”(6.6参照)、“決定”(7.2参照)、“失効”(8.4参照)及び“復帰”(8.5参照)。 ・適合性評価システムの概念を変更する。 ・“製品”という用語の定義を本文から削除し、附属書Bに追加する。 ・箇条4から箇条9までの用語及び定義に関する変更に限って、附属書Aに編集上の改訂を加える。 ・附属書Bを拡張する。	ISO/IEC 17000:2020 Conformity assessment Vocabulary and general principles	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法)  対象事項: 適合性評価	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月	01.040.03; 03.120.20	4	
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-2	情報技術—サービスマネジメント—第2部:サービスマネジメントシステムの適用の手引	Information technology—Service management—Part 2: Guidance on the application of service management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、JIS Q 20000-1(情報技術—サービスマネジメント—第1部:サービスマネジメントシステム要求事項)に基づくサービスマネジメントシステムの適用に関する手引について規定したものである。 前回改正(2013年)から8年が経過し、対応国際規格であるISO/IEC 20000-2が2019年8月に改訂され、また、この規格が対象とするサービスマネジメントシステム規格のJIS Q 20000-1も2020年に改正された。これらの規格は、近年のIT進化により、特にITを活用した、例えば、電車の運行状況を知らせるサービスでは、利用者は電車の混雑状況情報をただ享受するのではなく、利用者自らが体験している電車の混み具合をサービス側に提供するという「供給者として行動する顧客」という概念を含む新しいサービス形態や、複数サービスがシームレスに複合することで実現されている、例えば、見目は定期券であるICカードが、同時にクレジットカードであり、現金カードであり、ポイントカードであるような新しいサービス提供体制などに対応するために見直しが行われた。 こうしたことから、対応国際規格及びJIS Q 20000-1との整合を図り、今後ますます進化するITサービス化に対応したサービスマネジメントシステム導入のための統合的管理のガイドとして充実を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、新しいサービス形態や新しいサービス提供体制の実現についての具体的な手引として充実が図られることから、ITサービス化を円滑に進め、ポスト新型コロナウイルス時代に対応したITサービス社会の形成の一助となることが期待される。また、サービスドミナントロジックの考え方に沿えば、人に作用するすべての事象はサービスとして理解される。2025年の崖を乗り越え、デジタルトランスフォーメーションを成し遂げるに際して、本規格に沿ったサービスマネジメントシステムの実現は、サービスの連携性・持続性・メンテナンス性の向上を担保することになる。結果としてサービス自体の足腰の強化につながるため、サービス業界およびIT業界の市場の拡大に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS Q 20000-1:2020が組織は何をすべきかに焦点を合わせ、要求事項を満たす手段に自由度を与える規定になったため、その手段等に関するより詳細で説明的な規定を追加する。 ・対応国際規格との整合を図るため、要求事項として、サービスマネジメントシステムの支援としての“知識”、及びサービスポートフォリオとしての“資産管理”を新規に追加する。	ISO/IEC 20000-2:2019/AMD 1:2020	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)  対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人itSMFJapanのWG	2021年11月	—	2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q22313	セキュリティ及びレジリエンス-事業継続マネジメントシステム-JIS Q 22301使用の手引	Security and resilience - Business continuity management systems - Guidance on the use of JIS Q 22301	事業継続マネジメントシステムをJIS Q 22301に基づき、導入し運用する組織において、如何に本システムを構築し運用するかは大きな課題である。ISOにおいて、ISO 22301のシステム構築運用の指針が制定され、我が国においても2014年にJIS Q 22313として制定された。この規格は組織は事業継続マネジメントシステムを構築運用する際の指針として多くの組織で使用されている。今回、ISOにおいてISO 22301と並行してISO 22313の改定が並行して行われていることを受け、JIS Q 22313を改正することの要望が多く、今回、JIS Q 22313の改正を行う。なお、内容についても、JIS Q 22301との整合性を向上し、規格ユーザーにとって分かりやすい規格とする必要がある。	JIS Q 22301との整合性を図り、これからJIS Q 22301の第三者認証の取得を検討している組織、すでに第三者認証を取得している組織が効率的な自社のマネジメントシステムの運用の実現を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・全体:ISOのマネジメントシステム規格(JISのマネジメントシステム規格)の共通構造に合わせて全体を変更する。	-	ISO 22313:2020 Security and resilience-Business continuity management systems- Guidance on the use of ISO 22301	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 業種に普遍的	法律の目的に適合している。	利点: エ、オ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2019年10月	03.100.01; 03.100.70	5
JSA	07 情報	改正	Q31010	リスクマネジメント-リスクアセスメント技法	Risk management - Risk assessment techniques	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、リスクアセスメントのための体系的な技法の選択及び適用に関する手引きを提供するものである。2012年に制定されてから約10年が経過し、技術の進歩によって、リスクアセスメントのための技法は進化を遂げ、使われる分野もオープンシステムへ、また、複雑系へと広がりを見せている。リスクを特定・分析・評価するために適用対象に応じて最適な技法を選択することは、リスクマネジメントの観点から、ますます重要となっている。その状況を反映し、現在及び将来のニーズに応えるために、対応国際規格IEC/ISO 31010:2009は、新たにIEC 31010として2019年に改訂された。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場や技術の実態に則し、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、複雑化した社会の最新の状態に対応したリスクアセスメントを行うことができるようになることから、より適切なリスクマネジメントを行うことが可能となり、総合信頼性を高める効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・重要概念の説明(箇条3及び4) リスクアセスメントの概念の理解に必要な、“機会”、“脅威”、“リスク誘因”などの用語を定義する。また、中核的概念である“不確かさ”、“リスク”について説明する。 ・プロセスの詳述(箇条5及び6) JIS Q 31000(リスクマネジメント-指針)と重複する事項を削除し、技法の使用の計画、実施、検証及び妥当性を確認するプロセスをより詳細に示す。 ・新技法の追加(附属書A及びB) オープンシステムのような複数の利害関係者が関与する複雑系のリスクを分析するシンディニクアプローチ、個人のプライバシー、個人情報に影響するリスクを分析するためのプライバシー影響分析/データ保護影響分析などを新たに取り入れ、現行版の31技法から41技法に増やす。 ・技法の体系化(附属書A及びB) 適切な技法を選択するために各技法の特性、適用できる範囲、位置付けなどを更に詳細に体系化した分類で示す。	-	IEC 31010:2019 Risk management - Risk assessment techniques	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年7月		1	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0166	システム及びソフトウェア技術—ライフサイクルプロセス—要求エンジニアリング	Systems and software engineering — Life cycle processes — Requirements engineering	この規格は、システム・ソフトウェア製品に対する要求事項を工学的に扱うためにライフサイクル各段階において実施することが必要なプロセスなどについて規定したもので、現行のJIS X 0166:2014はISO/IEC/IEEE 29148:2011のIDT規格である。この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセス(JIS X 0160:2012、ISO/IEC/IEEE 12207:2008)及びシステムライフサイクルプロセス(JIS X 0170:2013、ISO/IEC/IEEE 15288:2008)の要求エンジニアリングに関連するプロセス群を引用し、それらの作業を進める上でのガイド事項を示すとともに、要件として記載されるべき情報項目を規定している。そこには、ソフトウェアやシステムといった視点だけでなく、その根底にある業務、事業、又はそれらの運用の視点が含まれており、ビジネスに役立つ“使える”情報システム(システムの合目的性)を定義するために有益なリファレンスとなっている。 一方、対応国際規格のISO/IEC/IEEE 29148は、その基礎をおくISO/IEC/IEEE 15288が2015年に、ISO/IEC/IEEE 12207が2017年に改訂されたため、2018年に改訂となった。その改訂では、ビジネス又はミッション分析プロセスの新規追加など要求エンジニアリングに関連するプロセスを変更する、作業上のガイド事項を適切な内容に改める、ビジネス要求仕様(BRS:Business requirement specification)を切り出して新たに定義するなど情報項目とその内容を改める、要件の特徴など概念で定める内容を適切な内容とするなどの改訂が行われた。  このような状況から、この規格は利害関係者間で要求エンジニアリングを円滑に進めていく上での基本事項であり、JISにおいてもこれらの改正点を広め、産業界の共通理解を促すため、早期にJISの改正を行う必要がある。	この規格を改正することで、不明確又は曖昧な要件定義の防止、及び要件定義のステークホルダー間での役割分担の明確化がより図られることとなり、合意の形成の礎を得ることができ、情報システムのQCDを大きく改善することに役立つことが期待できる(例えば、ビジネス要求仕様は経営層の責任で指定される旨が示されている。)	主な改正点は、次のとおり。 ・プロセスにおいて、ISO/IEC/IEEE 15288:2015(JIS X 0170 (2020.1月公示済))及びISO/IEC/IEEE 12207:2017(JIS X 0160 (改正原案を作成中))での要求エンジニアリングに関連するプロセスの変更を反映し、ISO/IEC/IEEE 29148:2018が示す作業上のガイド事項と整合させる。 ・情報項目、情報項目に対する指針及び情報項目の内容において、ISO/IEC/IEEE 29148:2018が新たに定義したビジネス要求仕様(BRS:Business requirement specification)に関する規定を追加するとともに、その他の規定についてISO/IEC/IEEE 29148:2018と整合させる。	ISO/IEC/IEEE 29148:2018, Systems and software engineering — Life cycle processes — Requirements engineering	IDT	第2条の該当号: 第7号(作成方法)  対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	5	
JSA	07 情報	改正	X0308	国際標準レコーディングコード(ISRC)	International Standard Recording Code (ISRC)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、個々のレコーディングを一義的に識別するための標準コードについて規定したものである。CD、ビデオ、インターネット配信、放送などの多岐にわたる媒体で利用され、音楽レコーディングの流通及び著作権処理を円滑にするための識別子である国際標準レコーディングコード(ISRC)の構成及びその付与の方法を規定している。しかし、ISRCはその普及に伴い、国ごとに枠の固定された従来の方式では識別子空間が足りなくなる恐れが生じており、また、より柔軟性が高く、かつ、正確性も担保できる付与方式が望まれるようになってきていた。 これに応じるため、対応国際規格であるISO 3901は、新しい識別子の構成とそれに応じた付与方法が盛り込まれ、2019年に改訂された。国内でもこの新しい国際標準レコーディングコード方式に応じた割当て及び付与を可能にする必要があり、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、より柔軟なISRCの付与が可能となり、より広い応用に適用できるようになる。また、更なる普及が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・レコーディング番号の構成において、現行では「国名コード(2桁)」+「登録者番号(3桁)」としていた部分を「接頭コード(5桁)」とし、有効な識別子の範囲を広げるよう改める。 ・ISRCの割当てに関する規定について、運用の手引としている付与及び割当てに関して、本体に新たな箇条を設け、ITシステムによる自動付与を可能とするなど、あらた新しい構成に対応したISRC付与の方法を規定する。	ISO 3901:2019	IDT	第2条の該当号: 6(構造)  対象事項: 国際標準レコーディングコード	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの)	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2021年10月		2		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X3001-1	プログラム言語Fortran 第一部:基底言語	Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、Fortran基底言語で表現するプログラムの形及びその解釈について規定している。Fortranは、パソコンからスーパーコンピュータまでの様々な計算機で、科学技術計算などのプログラム開発に使われる利用者インターフェースである。この規格に対応する国際規格はISO/IEC 1539-1であり、2018年11月に最新の改訂が行われ、並列計算、精度保証、例外処理、他言語との相互操作性などの性能・品質・利便性に関わる新しい機能が多く追加された。こうしたことから、対応国際規格との乖離を解消し、利用者の利便性向上を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際競争力の高い製品(コンバイラ関連製品)の開発が容易になる。また、対応国際規格に対応した製品機能を正しく適切に利用できるようになるため、利用者の生産性の向上及び生産物の品質向上が期待できる。さらに、現行規格では定義されていない新しい用語・概念・表現が標準化され認知されるため、商談・取引及び技術交流が円滑になり、市場の活性化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・利用者が複数のimageを同時に実行する並列プログラムを記述できるようにするため、プログラムのinstanceをimageと定義し、imageを跨いで利用できるデータ(coarray)に関する規定を追加する。 ・C言語プログラムとの相互の呼出しを容易にするための機能を規定する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559:2011(浮動小数点数算術演算の技術標準)に準拠するための機能拡張を規定する。 ・組込み手続及び組込みモジュール手続を追加する。		ISO/IEC 1539-1:2018, Information technology -- Programming languages -- Fortran -- Part 1: Base language	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成及び使用の方法)  対象事項: プログラム言語	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年1月	35.060	Error
JSA	07 情報	改正	X3002	電子計算機プログラム言語COBOL	Information technology -- Programming languages -- COBOL	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、COBOLの構文及び意味について規定したもので、ISO/IEC 1989:2002を基に2011年に改正されている。その後、対応国際規格は、プログラム言語の仕様に市場のニーズを取り入れる形で2014年に改訂され、動的に伸縮する変数や配列、ISO/IEC/IEEE 60559が規定する十進浮動小数点数の扱いや丸めの指定など、大小多数の新機能が組み入れられた。こうした仕様は、世界のCOBOL処理系の開発者(Gnuコミュニティを含む。)によって選択的に実装されつつある。しかし、これらの新機能に対応するJISが整備されていないことで、一般のCOBOLプログラマーが、新しい機能を仕様全体との関係で理解する機会がないのが現状である。このような状況から、こうした現状を改善するために、技術の実態に即して、最新の対応国際規格と整合させるよう、JISの改正の必要がある。	【期待効果】 JISを改正することによって、これらを使ったプログラミングがされ、COBOLで書かれたシステム開発及び保守の効率向上に寄与することが期待できる。また、個々の仕様との整合性、他の処理系との互換性の度合いなどを測ることが可能となり、効率向上に寄与するとともに、一般プログラマーが安心して利用することができるようになることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・動的に伸縮する変数、及び動的に容量の変わる配列を導入する。 ・ISO/IEC/IEEE 60559の改正で規定された十進浮動小数点数を扱う変数及び演算(丸め方法を含む。)を導入する。 ・各種の組込み関数(日付、時間、文字列操作など)を追加する。		ISO/IEC 1989:2014, Information technology -- Programming languages, their environments and system software interfaces -- Programming language COBOL	IDT	第2条の該当号: 第7号(電磁的記録の作成方法、使用方法)  対象事項: 電磁的記録(プログラム言語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月		2

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階			
JSA	07 情報	改正	X4177-7	文書スキーマ定義言語(DSDL)―第7部:文字レパートリ記述言語(CREPD)	Information technology ― Document Schema Definition Languages (DSDL) ― Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPD)	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、Character Repertoire Description Language (CREPD); 文字レパートリ記述言語)を規定するもので、ISO/IEC 19757-7:2009を基に2011に制定されたものである。</p> <p>グローバルな電子化情報交換の普及に伴い、国際符号化文字集合(UCS)にある文字すべてを無制限に使用のではなく、使える文字符号と文字符号列を明示し、制限することが必要となっている(実装負担の軽減)。近年、UCSのAnnex Aに記載されているサブレパートリが増加しているのも、こうした制限が必要なことを示している。漢字を扱う日本では、制限の必要性はとくに高い。UCSの使える漢字を制限し、さらにどの異体字シーケンス(IVS)がどの漢字の後におけるかを制限する必要がある。</p> <p>対応国際規格ISO/IEC 19757-7:2009は、使える文字符号の制限を記述するために制定された。その後、文字符号の集合だけではなく、文字符号の列(漢字の後に異体字シーケンスを置いたものはこれに該当する)の集合を記述する必要が生じ、この内容を盛り込んで2020年に改訂がされた。日本においては、この拡張を図ることによって、どの漢字のあとにどのIVSが使えるかが記述できるようになる。このような状況から、IVSが普及しつつあるいま、国際規格との整合及び技術の実態に即した内容にJISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>JISを改正することによって、UCS準拠を担保した上で、様々な使用用途に応じた符号列を含む文字符号セットの記述が容易となる。また、使用可能な符号位置が明確に制限されるため、府庁間、国地方間を跨ぐ文字符号レベルでの曖昧性が排除されること期待できる。</p> <p>また、JIS独自に附属書として、代表的な字体セットのための制限を記載することにより、Unicodeにあるすべての文字が野放図に使われていくことを抑止する効果が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箇条5に、文字符号の集合だけではなく、文字符号の列の集合を扱うことを加え、大幅に拡充する。</li> <li>・箇条6“表記法”において、文字符号を検査するのかわ、それとも文字符号の列を検査するのかわを指定する属性を追加する。また、改正前の版との混同を避けるため、CREPDスキーマの名前空間の名称を変更する。</li> <li>・箇条7“意味”において、レジストリとしてUnicode漢字字形データベース(Unicode Ideographic Variation Database)を導入する。</li> <li>・附属書Bに、文字符号の列の集合を記述した例を追加する。</li> <li>・新たに附属書Cを設け、主な改正点を列挙する。</li> </ul>		ISO/IEC 19757-7:2020 Information technology ― Document Schema Definition Languages (DSDL) ― Part 7: Character Repertoire Description Language (CREPD)	IDT	第2条の該当号: 第6号、第7号(電磁的記録の構造、電磁的記録の作成方法、使用方法)  対象事項: 情報システム及び電磁的記録	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ  欠点: いずれも該当しない。	―	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2021年7月					2
JSA	07 情報	改正	X6230	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体―120 mm単層(25ギガバイト/ディスク)及び2層(50ギガバイト/ディスク)BDレコーダブルディスク	Information technology ― Digitally recorded media for information interchange and storage ― 120 mm Single Layer (25.0 Gbytes per disk) and Dual Layer (50.0 Gbytes per disk) BD Recordable disk	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、記録形BDディスクのうち、単層25GB及び2層50GBの追記形ディスクの機械的・物理的・光学的特性とともに、記録信号品質、データフォーマットと記録方法を規定したものであるが、Blu-ray Disc Association (BDA)において、4k/8k放送録画対応として記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされたため、対応国際規格の改訂作業がISO/IEC JTC 1/SC 23で進行中であり、2020年度第3四半期に発行予定である。このような状況から、対応国際規格との整合を進めるとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を改正することにより、既に始まっている4k/8k放送に対応したBDレコーダブルディスクの普及拡大及び消費者保護に資することが期待できるとともに、日本発の技術である光ディスク分野における、日本企業の国際競争力強化につながることを期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4k/8k映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を追加する。</li> </ul>		ISO/IEC 30190:2021, Information technology ― Digitally recorded media for information interchange and storage ― 120 mm Single Layer (25.0 Gbytes per disk) and Dual Layer (50.0 Gbytes per disk) BD Recordable disk	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号、第6号、第8号(鉱工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、性能、試験方法) 電磁的記録の種類、構造、品質、性能 電磁的記録に関する試験方法、測定方法)  対象事項: 120 mm単層(25ギガバイト/ディスク)及び2層(50ギガバイト/ディスク)BDレコーダブルディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	該当(2.消費者保護の観点から必要な分野)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	35.220.30	4				

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X6231	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体—120 mm 3層片面(100ギガバイト/ディスク)、3層片面(200ギガバイト/ディスク)及び4層片面(128ギガバイト/ディスク)BDレコーダブルディスク	Information technology — Digitally recorded media for information interchange and storage — 120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes single sided disk and 200.0 Gbytes double sided disk) and Quadruple Layer (128.0 Gbytes single sided disk) BD Recordable disk	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、記録形BDディスクのうち、3層片面100GB及び3層片面200GBの追記形ディスクの機械的・物理的・光学的特性とともに、記録信号品質、データフォーマットと記録方法を規定したものであるが、Blu-ray Disc Association (BDA)において、4k/8k放送録画対応として記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされたため、対応国際規格の改訂作業がISO/IEC JTC 1/SC 23で進行中であり、2020年度第3四半期に発行予定である。このような状況から、国際規格との整合化を進めるとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、既に始まっている4k/8k放送に対応したBDレコーダー・ディスクの普及拡大及び消費者保護に資することが期待できるとともに、日本発の技術である光ディスク分野における日本企業の国際競争力の強化につながることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・4k/8k映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を追加する。		ISO/IEC 30191:2021, Information technology — Digitally recorded media for information interchange and storage — 120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes single sided disk and 200.0 Gbytes double sided disk) and Quadruple Layer (128.0 Gbytes single sided disk) BD Recordable disk	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号、第6号、第8号(鉱工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、性能、鉱工業品に関する試験方法 電磁的記録の種類、構造、品質、性能 電磁的記録に関する試験方法、測定方法) 対象事項: 120 mm 3層片面(100ギガバイト/ディスク)、3層片面(200ギガバイト/ディスク)及び4層片面(128ギガバイト/ディスク)BDレコーダブルディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	該当(2.消費者保護の観点から必要な分野)		一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	35.220.30	4
JSA	07 情報	改正	X6232	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体—120 mm単層(25ギガバイト/ディスク)及び2層(50ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク	Information technology — Digitally recorded media for information interchange and storage — 120 mm Single Layer (25.0 Gbytes per disk) and Dual Layer (50.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、記録形BDディスクのうち、単層25GB及び2層50GBの追記形ディスクの機械的・物理的・光学的特性とともに、記録信号品質、データフォーマットと記録方法を規定したものであるが、Blu-ray Disc Association (BDA)において、4k/8k放送録画対応として記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされたため、対応国際規格の改訂作業がISO/IEC JTC 1/SC 23で進行中であり、2020年度第3四半期に発行予定である。このような状況から、対応国際規格との整合化を進めるとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、既に始まっている4k/8k放送に対応したBDレコーダー・ディスクの普及拡大及び消費者保護に資することが期待できるとともに、日本発の技術である光ディスク分野における日本企業の国際競争力強化につながることを期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・4k/8k映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を追加する。		ISO/IEC 30192:2021, Information technology — Digitally recorded media for information interchange and storage - 120 mm Single Layer (25.0 Gbytes per disk) and Dual Layer (50.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk and Dual Layer (50.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号、第6号、第8号(鉱工業品の種類、形状、寸法、構造、品質、性能、鉱工業品に関する試験方法 電磁的記録の種類、構造、品質、性能 電磁的記録に関する試験方法、測定方法) 対象事項: 120 mm単層(25ギガバイト/ディスク)及び2層(50ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	該当(2.消費者保護の観点から必要な分野)		一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月	35.220.30	4

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X6233	情報の交換及び蓄積用のデジタル記録媒体-120mm3層(100ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク	Digitally recorded media for information interchange and storage -120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、記録形BDディスクのうち、記録容量100GBの書換形光ディスクの機械的・物理的・光学的特性を規定するとともに、光ディスクを用いての情報交換を可能にする記録及び未記録の信号品質、データフォーマット及び記録方法について規定したもので、Blu-ray Disc Association (BDA) において2012年に作成されたBDの物理フォーマットをベースとして作成されたISO/IEC 30193:2016を基礎として、2017年に制定されたものである。 その後、市場では映像の高精細化が進展し、4k・8k放送が開始されたことを受け、2017年12月にはBDAにおいて、4k・8k放送録画対応としてBDの記録形ディスクフォーマット仕様がアップデートされ、これを受けて、ISO/IEC 30193:2016は、4k・8k放送録画対応のため、4倍速読取りディスクに関わる規定を盛り込むなどの改訂が2020年に行われた。 このような状況から、近年の技術の実態や市場のニーズに対応するため、及び国際規格との乖離を解消するため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格に整合した品質の4k・8k対応BDの普及が促進されることから、市場の安定及び消費者保護が図られるとともに、光ディスク分野における、日本企業の国際競争力強化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、8K及び4K映像のための4倍速読取りディスクも適用対象となるよう改める。 ・記録層の試験方法において、4倍速読取りディスクを試験するための基準サーボ及び測定方法、並びに4倍速読取りディスク用の規格値を追加する。 ・記録層の特性において、8k及び4K映像記録の著作権保護情報記録領域の規定を新たに追加する。	—	ISO/IEC 30193:2020 Information technology - Digitally recorded media for information interchange and storage -120 mm Triple Layer (100.0 Gbytes per disk) BD Rewritable disk	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号、第6号、 第8号(形状、寸法、構造、品質、性能、試験方法、測定方法)  対象事項: 120 mm 3層(100ギガバイト/ディスク)BD書換形ディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	2. 消費者保護の観点から必要な分野	—	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月	35.220.30	3
JSA	07 情報	改正	X6255	長期データ保存用光ディスクのためのデータ移行方法	Data migration method for optical disks for long-term data storage	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、長期データ保存用のDVD-Rディスク、DVD-RWディスク、DVD-RAMディスク、+Rディスク、+RWディスク、CD-Rディスク、CD-RWディスク、BDレコーダブルディスク及びBD書換形ディスクのためのデータ移行方法について規定している。 情報を長期保存できる記録形DVD媒体に記録したデータの保存状況を定期的に試験し、試験結果によって別媒体にデータ移行することで長期間保管できる方法として、2011年に制定され、その後、対応国際規格であるISO/IEC 29121の改訂に合わせて、対象の光ディスクを、記録形CD・記録形BDに拡張するなど、2度の改正を行ってきた。 今回、ISO/IEC 29121においては、日本からの提案によって、対象ユーザーをプロフェッショナルから一般へ拡大するための改訂が行われ、2021年に発行されたことから、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、対象とするユーザーがプロフェッショナルから一般へと拡張され、光ディスクによる長期データ保存を付加価値とする光ディスクの市場を大きく拡張できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 国際規格との整合を図るため、 1. 定期性能試験において、試験方法をより明確に規定する。 2. 定期性能試験において、試験間隔の計算に必要な推定寿命をより明確に規定し、また、寿命試験の基準となる試験方法としてJIS X6256を引用する。さらに、附属書E及び附属書Fを参考から規定に変更する。 3. 試験ドライブの要求事項を、ユーザーの使用条件を考慮して変更する。 4. 試験環境条件を新たに規定する。	—	ISO/IEC 29121:2021. Information technology - Digitally recorded media for information interchange and storage - Data migration method for optical disks for long-term data storage	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品に関する試験方法)  対象事項: 長期データ保存用光ディスク	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年7月		2	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X6257	長期データ保存用光ディスクの品質判別方法及び長期保存システムの運用方法	Quality-discrimination method and storage-system operating method of optical media for long-term data preservation	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ディスク媒体及び光ディスクドライブを適切に使用して、長期間デジタルデータを保存するための光ディスクの品質判別方法及びデータの長期保存システムの運用方法について規定したものである。</p> <p>2017年の制定以降、電子化文書作業の指標として活用され、デジタル資料の長期保存及び電子図書館化の推進に寄与してきたが、その一方で、運用を通じて、次のような新たな課題やニーズも浮かび上がってきており、その中でも下記2点は、光ディスクを用いたデータ蓄積基盤を確立するためには早急に解決を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする光ディスクメディアの追記形から再生専用形への拡大</li> <li>追記形光ディスクの記録品質の信頼性向上とそれによる長期データ保存コストの低減</li> </ul> <p>こうしたことから、最近の我が国の市場における課題やニーズに対応するため、JISを改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 この改正によって、最近の我が国の市場における課題やニーズを反映したものととなり、光ディスクを用いたデータ蓄積基盤の確立を促進することに寄与する。特に、低消費エネルギーのデータ蓄積基盤の構築によって、増大する一方となっているデータ保存のためのエネルギー消費削減を図ることが可能になる。</p> <p>また、この規格を基に国際規格への展開を図ることによって、データストレージ分野における我が国の国際競争力強化に繋がることも期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最近の我が国の市場における課題やニーズを反映するために、再生専用形光ディスクの品質判別基準及び長期保存のための運用方法に関する規定を追加する。</li> <li>同様に、追記形光ディスクの記録品質の信頼性を向上させる機能を前提とした長期保存システム運用に関する規定を追加する。</li> </ul>			第2条の該当号: 1(種類、構造品質)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、オ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>			一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年1月			1
JSA	07 情報	改正	X6911	情報技術－事務機器－データプロジェクタの仕様書様式	Information technology－Office equipment－Information to be included in specification sheets for data projectors	<p>この規格は、フロント投写方式データプロジェクタの仕様書項目及び仕様書様式について規定したものであるが、近年、技術の進歩によるレーザー光源プロジェクタの普及、デジタル信号の多様化、高解像度化などにより現状の仕様書様式では表現できない機能や特性項目が散見されるようになってきた。このような状況から、日本からの提案で、対応国際規格であるISO/IEC 21118:2012の改正審議がされ、光源として新たにレーザー、LEDなどを追加したり、デジタル信号の多様化(HDMI、Display port、HDBase-Tなど)に伴い、測定信号にデジタル信号を加えたり、高解像度化に伴い、有効画素数を改めるなどの改訂が行われ、2020年2月に発行された。このため、これらの対応国際規格との整合を図るとともに現状の技術の実態に即したJISの改正を行う必要がある。</p>	<p>この改正によって、新技術に係わる測定方法、仕様書記載項目及び様式などが統一され、市場の混乱を防ぐだけでなく、正しい認知が定着することにより、使用者の利便性向上や業界の健全な発展に寄与することができる。さらに、対応国際規格と一致により国際的に共通な仕様書様式となり利便性が高まる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適用範囲において、記載されている“ビデオ信号入力端子”及び“コンピューター入力端子”が、技術進歩により定義が曖昧になったため、これらをもつデータプロジェクタにも適用できる旨の記載を削除する。</li> <li>測定方法及び測定条件において、技術進化に伴うデジタル化により、測定信号をRGB出力信号限定から、アナログ信号でもデジタル信号でも可とする。測定投射サイズを40～70インチ限定からサイズ限定なしとする。また、カラーガンマレシオを追加する。</li> <li>光源の技術進化に対応して、新たに光源種にLED光源やレーザー光源の追加、また、光源期待寿命を追加する。</li> </ol>	ISO/IEC 21118:2020 Information technology－Office equipment－Information to be included in specification sheets for data projectors	IDT	第2条の該当号: 第1号(型式)	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、オ、カ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2020年8月	35.260	5		

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	改正	X8341-5	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器	Guidelines for older persons and persons with disabilities—Information and communications equipment, software and services—Part 5: Office equipment	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、主に高齢者・障害のある人々などを対象とした、事務機器の情報アクセシビリティを確保・向上するための配慮事項を規定した設計指針で、この規格を基にISO/IEC 10779 (Information technology—Office equipment—Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities)が2008年に制定された。その後、種々の施設及び機器でのアクセシビリティに対する世界的な意識の向上を反映して欧米各国のICTアクセシビリティ基準(米国リハビリテーション法508条、欧州基準 EN 301 549など)が改訂され、これらの状況に対応してISO/IEC 10779も業界の動向などを反映して2020年に改訂された。我が国としても、この規格を改正し、最新の国際規格の規定内容を網羅することで、事務機器での高齢者・障害のある人々などへの配慮設計の質を上げ、より使用者の情報アクセシビリティの向上につなげる必要がある。	【期待効果】 この改正によって国際規格に整合したJISとすることができ、国際的に共通な高齢者・障害のある人々に対して配慮した設計指針を我が国の事務機器業界に普及が図れ、製造業者での企画・開発・設計の一連の開発プロセスの中で配慮すべき事項の指針として、製品品質の向上及び維持に資することができる。さらに、事務機器の使用者への安全・安心の提供をより図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・配慮しなければならない利用者の身体的機能に関する基本的な条件に、“認知障害”を追加する。 ・音声モード開始のための触覚記号(点字など)説明の提供を、設計指針として追加する。 ・事務機器の操作部位の最大高さを現行規格の1370mmから1220mmに変更する。 ・事務機器のディスプレイ及びソフトウェアに対する設計指針として、“WCAG2.0 (Web Content Accessibility Guidelines.)の適用”を追加する。	—	ISO/IEC 10779:2020 Information technology—Office equipment—Accessibility guidelines for older persons and persons with disabilities	IDT	第2条の該当号: 第1号、第2号(寸法、構造、装備/設計方法) 対象事項: 事務機器	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2021年4月			4
JSA	07 情報	改正	X25030	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)—品質要求の枠組み	Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	この規格は、ソフトウェア製品の品質要求事項の仕様化のための要求事項及び推奨事項を規定したものであるが、この規格の対応国際規格ISO/IEC 25030は、2007年に第1版が発行されて以降、ICT業界及びその適用業界の大きな技術面、環境面と使用場面の変化に対応して拡充が必要となり2019年に改訂された。2019年9月に発行された国際規格ISO/IEC 25030:2019により、対象範囲がソフトウェアだけでなくシステムへと拡大され、規格の適用の範囲が拡大した。対応国際規格のISO/IEC 25030:2019では、品質要求とは何か、どのように獲得するのか、品質モデルと品質測定量を用いてどのように定義するのか、定義した品質要求をどう使うのかなど、品質要求を獲得・定義・使用するための手順と技法を規定するものであり、JISにおいても2019年9月に改訂された国際規格(ISO/IEC 25030:2019)に対応するとともに、日本のICT業界の変化に対応できるようにする必要があるため、JISを早急に改正する必要がある。なお、対応国際規格の適用対象がシステムへと拡大されたことに伴い、JISの適用範囲もこれに合わせるとともに規格名称もシステムを含めた名称に改める。	この規格の改正によって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の開発組織において、提供するシステム/ソフトウェアなどの品質に関する要求事項を明確化し合意形成するなどの活動を効果的に行うためのよりどころとなることが期待できる。また、品質要求の定義・仕様化を行う技術者にとって有用な情報を提供できる。さらに、品質確保に役立つとともに、システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価に関する、顧客組織と開発組織との間での、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、適用対象をソフトウェアだけでなくシステムへと拡大する。 ・利用時の品質要求から製品品質要求とデータ品質要求の展開の仕方について、新たに規定を追加する。 ・品質要求の仕様化について、具体的な方法を追加する。 ・エンジニアリング及びテストにおいて、品質要求の用い方について追加する。	—	ISO/IEC 25030:2019, Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	IDT	第2条の該当号: 第6号(品質) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をIIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	5	

# JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2022年1月7日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X33020	情報技術—プロセスアセスメント—プロセス能力のアセスメントのためのプロセス測定フレームワーク	Information technology—Process assessment—Process measurement framework for assessment of process capability	この規格は、ISO/IEC 33003の要求事項に従って、プロセス能力のアセスメントを支援するプロセス測定フレームワークについて規定したもので、対応国際規格であるISO 33020:2015を基に2019年に制定された。特に、プロセス測定フレームワークに含まれる能力レベルの定義は、アセスメント結果の基本になる重要な定義である。JISの制定手続きをしている間に、対応国際規格ではISO 9000との整合性を図った能力レベルの定義に修正するための審議が進められ、2020年に改訂された。このため、現行JISでは、JIS X 33000シリーズを使ったアセスメント結果(レベル評定含む)とに差異が発生するなど、大きな影響を及ぼすため、早急に対応国際規格の修正部分に対応させてJISを改正する必要がある。	この規格を改正することにより、国際規格とJISとの不整合がなくなることで、混乱が減り、貿易の障壁が排除されることが期待できる。また、ISO 9000との関係が明確になることで、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティなどの産業分野への拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・プロセス能力水準及びプロセス属性について、ISO 9000との整合性確保のため、成果の記載を修正する。 ・プロセス能力水準を満足する要件を明確にするため、プロセス能力インディケータを附属書Bとして追加する。 ・プロセス能力水準とプロセス属性の関係を明確にするため、測定フレームワークの手引を附属書Cとして追加する。		ISO/IEC 33020:2019 Information technology—Process assessment—Process measurement framework for assessment of process capability	IDT	第2条の該当号：第8号(測定方法)  対象事項：情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点： いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	5